

中野区

保育所等のごあんない

2025～2026年度

2025年8月発行

本冊子は2025年8月1日時点の情報を基に作成しています。
内容が変更になる場合は、区ホームページにてお知らせいたします。
予めご了承ください。



中野区

中野区

保育所等のごあんない

2025～2026年度

もくじ

保育所等を利用される方へ

1

保育所の種類	1
各施設の特徴	2
教育・保育給付支給認定	3

認可保育所等の入園申込み

5

保育所等申込みから入園までに行っていただくこと	5
申込み締切日および結果発送日	7
申込有効期限早見表	8
クラスの決まり方	8
申込必要書類（ダウンロード可）	9
きょうだい同時申込み条件について	12
申込み方法・申込みにおける注意事項	13
申込み後に状況が変わった場合に提出が必要な書類	16
保育所等一覧	17
保育料	21
区立認可保育所延長保育料の算定方法および算定期間について	23
保育料一覧	25
保育所等利用調整基準（指数について）	26
区外の保育所の申込みや区外からの申込み方法	31
4月入園の出生前申込みをされる方へ	32
延長保育	33



認可保育所等に在園している方

35

上のお子さんの在園中に下のお子さんの育児休業を取得するとき …	35
休園（保育の停止） ……………	36
退園……………	37
転出……………	37
転園……………	38

認可保育所等に関する共通事項

39

支援を要するお子さんの保育……………	39
医療的ケアが必要なお子さんの保育……………	40
認可居宅訪問型保育事業……………	40
食物アレルギー……………	41
給食対応……………	42

認可外保育施設等について

43

中野区の認証保育所・認可外保育施設……………	43
認証保育所などの保護者補助金……………	45
ベビーシッター利用支援事業……………	45

よくあるご質問

46

保育園入園 電子申請ができる手続き

50



保育所等を利用される方へ

保育所とは、保護者が働いているなどの何らかの理由によって、保育を必要とする乳幼児を預かり、保育することを目的とする施設です。

支援が必要なお子さんの受け入れも行っていますが、集団保育が可能なお子さんが対象となります。(P 39)

保育所の種類

▶ 保育所ってどんな種類があるの？

保育所等一覧 ▶ P17 ~ 20

保育所には、認可施設と認可外施設があります。



▶ 認可外の施設ってなに？ 区に申込みをするの？

▶ P43 ~ 45

認可外施設の中には、東京都独自の基準を満たす「認証保育所」と、その他の「認可外保育施設」があります。

入園申込み締切日や必要書類などは施設によって異なり、保育施設に直接申込みをしていただきます。また、中野区からの補助金制度の対象となる場合があります。詳しくは、「認証保育所等保護者補助金のご案内」(配布場所はP45参照)をご確認いただくか、幼稚園・認可外保育係にお問い合わせください。

各施設の特徴

利用施設 条件など	①認可保育所 認定こども園 (保育園の利用)	②地域型保育事業 ●認可家庭的保育事業 ●認可小規模保育事業 ●認可居宅訪問型保育事業 ●認可事業所内保育事業	③幼稚園 (子ども・子育て支援 新制度移行園) 認定こども園 (幼稚園の利用)	④私立幼稚園 (子ども・子育て支援 新制度未移行園)
利用対象となる お子さん	0歳～5歳クラス	0歳～2歳クラス	満3歳～5歳クラス	
	※認可家庭的保育事業および認可事業所内保育事業は、支援を要するお子さん(詳細はP39)の受け入れはありません。			
利用できる 保護者の条件	就労や病気などのため、お子さんを家庭で保育できない方(P3～4)		条件はありません。	
利用できる日	月曜日から土曜日(日曜・祝日・年末年始を除く) (※一部の認可・家庭的保育事業を除く)		各施設でご確認ください。	
利用できる時間	夕方までの保育 (8～11時間の保育) 必要な方には延長保育も実施	保育時間・延長保育の実施状況は施設によって異なります。	14時頃までの教育時間のほか、教育時間前後や休業日に預かり保育を実施する園もあります。	
給食の有無	あり	あり ●認可家庭的保育事業 ●認可小規模保育事業 ●認可事業所内保育事業 (地域枠)	各施設が設定	
		なし ●認可居宅訪問型保育事業		
入園の決め方	保育所等利用調整基準(P26～30)により、指数の高い方から入園を決定します。認定こども園・地域型保育事業の入園は、区の利用調整を経て園と契約することで決定します。			
保育料	区が所得に応じて設定(P21～25)		各施設が設定	
利用希望に関する 問い合わせ・申込先	保育入園係 ※保育所等の保育内容については各施設へ		各施設へ	

※私立幼稚園と認定こども園の一部、認証保育所および認可外保育施設には補助金制度があります。

詳細は幼稚園・認可外保育係へお問い合わせください。

※認定こども園みずのとう(幼稚園型認定こども園)を申込み場合は、「事前見学」と園で配布している「留意事項チェックシート」の提出が必要です。

教育・保育給付支給認定

問い合わせ先 教育・保育支給認定係 (☎03-3228-5793)

▶ 教育・保育給付支給認定とは

就学前のお子さんをもつ保護者からの利用申込を受け、認定区分や保育を必要とする事由、保育の必要量を認定することです。教育・保育給付支給認定と入所申込は同時に行っていただくことになります。保育所等を利用する場合、その認定をもとに保育にかかる費用を区が保護者に給付します。給付費用は確実に教育・保育の費用に充てるため、区から直接保育所等へ支払います（法定代理受領）。

▶ 認定の種類

認定区分	お子さんの年齢と教育・保育の希望
2号認定	満3歳以上で保育（保育所・認定こども園・地域型保育事業）を希望する場合
3号認定	満3歳未満で保育（保育所・認定こども園・地域型保育事業）を希望する場合

※認定期間中に満3歳になった場合は、3号認定から2号認定へ変更します。保護者の手続きは不要です。

▶ 保育の必要性の事由と認定期間

認定を受けられるのは、保護者（事実上の婚姻関係にある同居人を含む）のいずれもが次の事由に該当する場合です。

複数該当した場合の認定する事由・認定期間は、保護者の該当する事由のうち、認定期間の短い方を適用します。

保育の必要性の事由（保護者の状況）		認定期間
就労	月48時間以上の就労を常態としている場合 （出産予定・産休中・育休中を含む）	就労している期間
妊娠・出産	出産前後の場合	出産予定月及びその前後2か月 （多胎妊娠の場合は14週間前から）
求職活動	求職活動や就労予定の場合	90日
就学	月48時間以上の就学（職業訓練含む）を 常態としている場合	必要な期間
疾病・障がい	疾病や障がいがあり保育に支障がある場合	
介護・看護	親族の方を日中介護・看護（週3日かつ 日中4時間以上）している場合	
災害復旧	災害の復旧にあたっている場合	
その他	特に保育が必要と認められている場合	

※認定期間中に保育の必要性の事由がなくなった場合、認定は失効します。

※休職（欠勤）している状態は、就労としての「保育の必要性の事由」があると認められません。

ただし、傷病休職や母体保護のための休職など、勤務先の規定に基づく休職の場合は、例外として認められます。

▶ 保育の必要量

区分	保育時間		開園時間11時間
保育標準時間	最長 11 時間	標準時間	延長保育
保育短時間	最長 8 時間	短時間	延長保育 ← 保育所が定めた8時間 → 延長保育

- ※ 保育の必要性の事由によらず、保護者の希望に応じ、保育標準時間又は保育短時間を選択いただけます。
- ※ 実際の保育時間は、保護者が保育所と相談して決定します。
- ※ 区立保育園で短時間認定の方は、保育時間が9：15～17：15となります。
- ※ 私立保育園で短時間認定の方は、保育時間が園によって異なりますので、保育園へ直接ご確認ください。
- ※ 短時間認定の方は、保育時間が8時間を超える場合、延長保育料が発生します。

▶ 教育・保育給付支給認定証の注意点

- 教育・保育給付支給認定証は、原則、申請のあった日から30日以内に交付します。
- 認定には期限があります。一度受けた認定も期限が切れていないか確認してください。
- 認定内容に変更がない場合は、認定期間終了日まで保管してください。
- 認定の変更は月単位で決めます。

▶ 教育・保育給付支給認定証の交付後の変更手続き

認定区分や保育の必要量などの認定内容を変更する場合や転職された場合は、別途変更申請が必要となります。

また、区外へ転出された場合は、転出先自治体で改めて認定の申請をしていただくことになります。

家庭状況・支給認定内容に変更があった場合

保育所等は保育が必要なお子さんをお預かりする施設です。入園後も継続して、保育を必要とする状態が続いていることが必要です。次のような変更があった場合は、変更があった日から2週間以内を目安に、変更届の提出など必要な手続きを行ってください。また、変更があった際は園にも必ず伝えてください。

- 勤務先、勤務状況等の変更（転職・退職等）
- 保護者等世帯の構成、状況の変更（結婚・離婚等）
- その他家庭の状況の変更

※ 現況調査等

教育・保育給付支給認定の現況調査を年1回おこないます。

調査では保育の必要性を確認できる書類（保護者の就労証明書、在学証明書、診断書等）と「現況届」を提出していただきます。保育の必要性が確認できない場合は退園となることがあります。



中野区 HP「在園中の手続き」





認可保育所等の入園申込み

保育所等申込みから入園までに行っていただくこと

① 申込み締切日、必要書類、注意事項等を確認する

- 本書 P7 ～ 8、P9 ～ 11、P13 ～ 15、区ホームページでご確認ください。

② 希望する保育所等を決める

- 本書 P17 ～ 20 の保育施設等一覧、保育所 MAP や各保育施設のホームページ、区ホームページの空き状況をご参考にしてください。
- 見学については各施設にお問い合わせください。（電話番号は本書 P17 ～ 20 に記載）

③ 申込み必要書類を準備し、提出する。

- 原則、電子申請でのご提出をお願いしています。（その他申込み方法は本書 P13 に記載）
- ご提出後、不足不備があった場合は保育入園係から電話や通知にてご連絡いたします。
- 締切日間際のご提出の場合、不足書類の依頼をしても再提出が間に合わず、利用調整（入所選考）の対象にならないことがあるため、締切日 10 日前までのご提出を推奨しています。
- 本書および申請書類一式は、区役所子ども総合窓口、各地域事務所、各すこやか福祉センター、区民活動センターでも配付しています。
- 書類の書き方等について疑問や不安がある場合は、区ホームページをご確認ください。

教育保育給付支給認定（保育の必要性の認定）

- 詳細は本書 P3 をご確認ください。

保育の必要性が認められた場合、支給認定証が区から発送される

- 認定証は大切に保管してください。

次ページに続きます⇒

④お子さんの健康・発達に応じて、区の看護師と面接を行う場合がある

- ③で提出する家庭状況書の「子どもの健康・発育状況」の内容によって、区の看護師がお電話にてお子さんの状況を確認することがあります。また、必要に応じて面接を行う場合があります。

利用調整（入所選考）

利用希望者がいる保育園の入所可否について、毎月（3月以外）選考を行っています。

③でご提出いただく保育所等利用申込書および添付書類の内容から把握できる家庭状況を鑑み、中野区の選考基準（利用調整基準）に従って、保育の必要性が高いお子さんから順に内定します。中野区の選考基準（利用調整基準）は本書 P26 ～ 30 をご確認ください。

なお、選考に使用する児童の点数（指数）は中野区の入所選考会議（利用調整会議）で決定しますので、事前に点数（指数）をお伝えすることはできません。

⑤毎月、入所希望月前月の20日前後に利用調整（入所選考）結果通知が発送される

- 入所希望初月でない場合は承諾の方のみが通知発送の対象です。
- 郵便事情により結果通知は区内でも到着までに4～5日掛かるケースもあります。
- 結果発送日翌営業日以降であればお電話でお答えすることができます。

利用承諾の場合

⑥-1

入所を希望する場合

- 速やかに決定した園に連絡し、園と日程を調整して、面接・健康診断を行ってください。

入所後の手続きの確認

- 認定の状況によっては手続きが必要です。ご対応いただけない場合は退園になることがありますので、必ず本書 P4 および P14 をご確認ください。

入所

- 入所・転園当初しばらくは、保育時間を短縮し、お子さんが保育所の生活に慣れるようにしていきます。（慣れ保育）

⑥-2

入所承諾を辞退する場合（転園申請の場合は辞退できません）詳細は本書 P14、P38 をご覧ください。

- 速やかに園に連絡し辞退の旨を伝え、入所月の前月の区役所最終営業日までに区役所に辞退申請をしてください。
- 辞退後に引き続き申込み希望の場合は、改めて申込み書類一式の提出が必要です。

【辞退の方法】

「申込みの取り下げ・入所承諾の辞退について」をご提出ください。電子申請で提出することもできます。



利用保留の場合

⑥-3

一度提出した申込み書類は、区役所で受理した日から6ヶ月間有効（保留通知に記載）です。有効期間中は申込み書類の再提出は不要です。（変更がある場合を除く）

- 申込み内容に変更が生じた場合、本書 P16 の必要書類を提出してください。（書類提出がなく、入所後に虚偽が判明した場合、入所取消しになる場合があります）
- 申込みを継続する場合、有効期間を確認し、再度申込み書類を締切日までにご提出ください。

申込み締切日および結果発送日

※区役所窓口へ直接申請書類を提出する場合、受付開始日の曜日が土日祝であっても、土日祝は開庁していませんので必ず開庁日にお越しください。
 なお、電子申請の場合は曜日問わず申請可能です。

入所／転園希望月 ※1日から利用可能		受付期間（締切日17：00までに区役所必着）		結果発送日
		受付開始日	申込み締切日	
10月		8月2日(土)	9月1日(月)	9月19日(金) ※1
11月		9月2日(火)	10月1日(水)	10月20日(月) ※1
12月		10月2日(木)	10月31日(金)	11月20日(木) ※1
2026年1月				12月19日(金) ※1
2月				1月7日(水) ※1
3月		3月の募集はございません。		
4月	1次	10月2日(木)	10月31日(金)	1月30日(金) ※2
	2次	11月1日(土)	2月10日(火)	3月10日(火) ※2
5月		3月2日(月)	4月1日(水)	4月20日(月) ※1
6月		4月2日(木)	5月1日(金)	5月20日(水) ※1
7月		5月2日(土)	6月1日(月)	6月19日(金) ※1
8月		6月2日(火)	7月1日(水)	7月17日(金) ※1
9月		7月2日(木)	7月31日(金)	8月20日(木) ※1
10月		8月2日(日)	9月1日(火)	9月18日(金) ※1
11月		9月2日(水)	10月1日(木)	10月20日(火) ※1
12月		10月2日(金)	10月30日(金)	11月20日(金) ※1
2027年1・2・4月(1次)		2026年10月2日(金) 【予定】	2026年10月30日(金) 【予定】	1月下旬頃【予定】

結果発送日の翌営業日以降であればお電話でお答えすることができます。
 発送日は変更になることがあります。

※1「利用保留通知」は利用希望した最初の月のみ、結果を文書で通知します。次月以降必要な方は対象月の結果発送日の翌営業日以降にお電話等で依頼をいただいてからの発行となります。(1週間から10日ほど掛かります)

※2 申込み者全員に発送します。

4月入園申込みについて

2026年4月入所の申請は、**2025年10月2日(木)**からお申込みいただけます。

11月入所(10月1日以前)の申請をされた方は、4月入所分までの有効期限がございませんので、ご注意ください。(利用保留通知に申し込みの有効期限が記載されております。)

12月、1月、2月入所の申請は4月まで有効のため、あらためて4月入所の申請は不要です。

4月入園に関する情報(募集予定人数やよくあるご質問等)は、区ホームページで公開しておりますので、ご参照ください。

また、4月入園の結果については、結果公表日の一週間前を目途にご自宅に「申込み番号」を書面で通知し、HP上でも結果を確認できるようにしております。

point



4月入園に関する情報



申込有効期限早見表

申込書類は入所申込みを受理した日から6か月の間有効です。

※例えば、11月入所申込みとして9月13日に受理した書類は、6ヶ月間有効なので、下記表より2月の利用調整（入所選考）まで有効です。（3月の利用調整は無いため）

申込みを継続したい場合は、4月入所申込みが必要ということになります。この場合、4月入所の申込み締切日は例月より早いので注意が必要です。前ページの締切日と併せてご確認ください。

申込み受理日	申込み有効期限
1月2日～2月1日	7月まで
2月2日～3月1日	8月まで
3月2日～4月1日	9月まで
4月2日～5月1日	10月まで
5月2日～6月1日	11月まで
6月2日～7月1日	12月まで
7月2日～8月1日	1月まで
8月2日～9月1日	2月まで (3月入所の利用調整は行っておりません)
9月2日～10月1日	
10月2日～11月1日	4月まで
11月2日～12月1日	5月まで
12月2日～1月1日	6月まで

クラスの決まり方

4月1日時点の年齢で、その年度のクラスが決まります。年度途中で誕生日が過ぎても、3月末まではクラスは変わりません。

2025年度 クラス

クラス	生年月日
0歳児	2024年4月2日～
1歳児	2023年4月2日～2024年4月1日
2歳児	2022年4月2日～2023年4月1日
3歳児	2021年4月2日～2022年4月1日
4歳児	2020年4月2日～2021年4月1日
5歳児	2019年4月2日～2020年4月1日

2026年度 クラス

クラス	生年月日
0歳児	2025年4月2日～
1歳児	2024年4月2日～2025年4月1日
2歳児	2023年4月2日～2024年4月1日
3歳児	2022年4月2日～2023年4月1日
4歳児	2021年4月2日～2022年4月1日
5歳児	2020年4月2日～2021年4月1日

※0歳児クラスについては、入所希望月の1日に「57日以上（生まれた日を「生後0日」、翌日を「生後1日」と数えます。）」、「6か月以上」、「8か月以上」に達していれば、申込みができる保育所があります。

P17～20の保育所等一覧の受入年齢をご覧ください。

申込必要書類（ダウンロード可）

▶ 必須書類

1 教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書（区様式）	申込み児童の人数分提出が必要です。 入園希望施設は最多で10か所までご希望いただけます。 ※記載する園コードと園名をよくご確認の上、ご記載をお願いします。 ※受入年齢に達していない入園希望施設は利用調整対象外となります。 ※お子様のお名前、フリガナ、生年月日などの記載に間違いがないようご注意ください。
2 家庭状況書（区様式）	申込み児童の人数分提出が必要です。 兄弟姉妹を同時に申込みする場合は家庭状況書の「兄弟姉妹で同時に申し込みする方」を必ず記入してください。
3 保育所等利用申込みに関する確認票（区様式）	内容をご確認のうえ、署名してください。

認可保育園の入園・転園申し込みは電子申請（Logo フォーム）で提出することができます。

下記二次元コードから必要項目を入力することで提出することができます。



電子申請（Logo フォーム）で提出する場合、必須書類「1. 教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書（区様式）」「2. 家庭状況書（区様式）」「3. 保育所等利用申込みに関する確認票（区様式）」の記載項目に関しては、フォーム上で入力していただくことになります。

それ以外の提出書類（保育の必要性を確認できる書類や任意書類等）に関しては、画像・PDF・エクセルデータを添付することで提出が可能です。

※画像で添付する場合、記載内容がわかるように撮影した画像を提出するようお願いいたします。

※電子申請で提出する場合、就労証明書の保護者記入欄の記載は不要です。

【注意事項】

- ・兄弟姉妹を同時に申し込む場合、児童の人数分申請していただく必要があります。
- ※「保育の必要性を確認できる書類」「任意書類」は、申請ごとに添付していただく必要はございません。兄弟姉妹いずれかの申請に添付してください。
- ・申請内容に不備や不足書類があった場合、原則申請時に入力するメールアドレス宛てに通知いたします。
- ・マイナンバーの記載のある資料は、電子申請（Logo フォーム）で提出することができません。提出する場合、窓口もしくは郵送でご提出ください。
《不足書類を提出する場合は右記の二次元コードから提出できます》



認可保育施設等の空き状況・入所の申込み状況について

申込み締切日の1週間前を目途に各認可保育施設等の空き状況をHPにて公開しております。空きが「0」の園は、あくまでも掲載時点での状況です。掲載から実際に選考を行うまでの間に退園などにより新たに空きが生じたり、定員の変更などにより人員が変わったりすることがあり、申込みをしていれば利用調整により入園できる場合がございます。また、掲載後、空き状況については更新しておりませんので、ご了承下さい。



▶ 必須書類（保育の必要性を確認できる書類）

保護者（事実上の婚姻関係にある同居人を含む）とともに「保育の必要性を確認できる書類」が1部ずつ必要です。下記表からあてはまる書類をご提出ください。就労証明書を含む証明書類は、証明日より起算して3ヶ月以内に受理したものが有効です。

就労	会社員・派遣・パート等で働いている場合 （出産予定・産休中・育休中を含む）	就労証明書（区様式）注1 ※勤務先が複数にわたる場合：それぞれの就労証明書（区様式）注1 ※就労証明書の直近3か月の実績欄に記載がない場合：給与明細のコピーや勤務時間・日数・支払額の証明書 ・就労証明書は2021年度より社印が不要になりました。訂正印も不要です。ただし、ご自身で訂正されたものは受理できません。（自営業の方を除く） ・就労証明書を勤務先等に依頼する際、作成に日数がかかる場合があります。事前に勤務先へご確認ください。
	自営業（親族経営を含む）・経営主の場合 （出産予定・産休中を含む）	1 就労証明書（区様式）注1 ※就労証明書に総時間・総日数を必ずご記入ください。 ※勤務先が複数にわたる場合：それぞれの就労証明書（区様式）注1 2 直近の所得税の確定申告書（一表・二表）または源泉徴収票のコピー ※上記の書類をご提出いただけない場合：仕事内容や資格がわかるもの（営業許可証、開業届等。提出されるまで「求職中」や利用調整の対象外になることもあります。）と、収入の証明（報酬の記録、通帳のコピー等）が必要です。
妊娠・出産	母子健康手帳の出産予定日が記載されているページのコピー	
疾病	診断書（区様式） ※疾病の状況が入園希望月まで続く見込みであることが必要です。申込後に発行される「教育・保育給付 支給認定通知書」の有効期間が切れるときは、事前に診断書をご提出ください。（有効期限が切れる際に、ご提出がない場合、選考されないことがあります。）	
障がい	身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳のコピー	
親族の介護・看護	1 被介護・看護者の診断書又は障害者手帳・介護保険被保険者証等のコピー 2 介護・看護の週間スケジュール	
災害復旧	り災・被災証明書のコピー	
就労内定・就労拡大	就労（内定・拡大）証明書（区様式）注1 ※入園決定後、入園月末日までに就労を開始または就労日数・時間を拡大し、就労開始日以降の証明日で就労証明書注1等をご提出ください。 ※採用予定月のみ就労内定・就労拡大として利用調整を行うことができます。採用日が変更となった場合は速やかに変更の手続きが必要です。	
求職中	就職活動を証明する書類（就職活動報告書（区様式）、不採用通知、ハローワークが認める求職活動を証する書類）	
就学	1 在学証明書のコピー 2 時間割表等スケジュールの確認ができるもののコピー 3 在学開始日および卒業見込年月日が確認できる証明書のコピー ※条件があります。（P28）	
不存在 （ひとり親の方）	死別、離婚、未婚の方	次のいずれかのコピー ・保護者とお子さんの戸籍全部事項証明（戸籍謄本）発行日より3か月以内注2 ・児童扶養手当認定通知書・児童扶養手当証書 ・児童育成手当認定兼支払い通知書等・マル親医療証
	上記以外の方	ひとり親家庭に準ずる状態が客観的に判断できるもの（離婚調停にかかる事件係属証明書、期日通知書のコピー等） ※具体的な書類についてはお問い合わせください。

注1 国が定める標準的な様式の就労証明書に記載されたものでも問題ございません。

注2 外国籍の方は、戸籍謄本が出ないため、独身証明書等をご提出ください。独身証明書については在日大使館にご相談ください。また、日本国籍の方で、戸籍が発行できるまでに日数を要する場合は、一旦離婚届出書の受理証明書をご提出いただき、発行後、保護者とお子さんの戸籍謄本をご提出ください。

必須書類（該当する方のみ）

保護者が外国籍の方	在留カードまたは特別永住者証明書のコピー（表・裏面）
「認定こども園みすのとう」（幼稚園型認定こども園）を申込み方 ※以前に一度ご提出されたことがある場合、提出不要	入園申込みに関する留意事項チェックシート ※一部保育所とは異なる内容を実施しています。このため、事前に保育内容を確認していただいた上で申込みを受け付けます。直接園でチェックシートをお受け取りください。
支援を要するお子さんの場合（P39） 居宅訪問型保育事業を申込み方 医療的なケアが必要なお子さんの場合（P40）	お子さんの症状を確認するための書類（医師の診断書等） ※集団保育の可否・医療的なケアに関する書類が必要です。
中野区へ転入予定の方	1 転入誓約書（区様式） 2 申込み時点でお住まいの自治体の住民票（世帯全員が記載されたもの） ※海外にお住まいの場合不要
出生前のお子様を申込み方 （4月入園申請のみ）	母子手帳のコピー（出産予定日が記入してあるページ）

任意書類

表3列目の数字は、利用調整基準の調整指数（P29）の番号になります。下記書類の提出がない場合、調整指数に影響がでるため、利用調整上不利になる可能性があります。

書類提出締切日前3か月以内に転職した方	退職日を証明する書類 （離職票や転職前の源泉徴収票のコピー） 前職の退職日と現職の就労開始日に間が空いている場合提出不要	①
中野区民として保護者が認可保育所等で週30時間以上保育士又は保育教諭（有資格者）として入所開始希望月に就労中又は内定のある方 ※転園申請の場合、提出不要	・保育士優先利用申出書（区様式） ・保育士証のコピー	④
生活保護を受けている方	生活保護受給証明書	⑦
申込みのお子様を認可外保育施設・ベビーシッター・幼稚園等に有料で預けている	受託証明書（区様式）	⑭ ⑮
申込みのお子様が障害者手帳を所持している	障害者手帳のコピー	⑲

任意書類（所得割額を判断するための資料）

利用調整（入所選考）の際に指数が同点になった場合、住民税の所得割額をもとに入所の可否を決定します（P30）。必要に応じて下表のとおり書類を提出してください。

入所年月	住所地	提出書類
2025年9月から 2026年8月まで	2025年1月1日の 住所地が中野区外の方	次のいずれかの書類を提出してください。 ・個人番号（マイナンバー）の提供について（区様式） ・2025年度住民税課税（非課税）証明書（コピー可） ※2025年1月1日の住所地の自治体より発行されます。
	2025年1月1日の 住所地が海外の方	2024年1月から12月までの収入のわかる書類（給与明細・勤務先が発行する収入証明書など）
2026年9月から 2027年8月まで	2026年1月1日の 住所地が中野区外の方	次のいずれかの書類を提出してください。 ・個人番号（マイナンバー）の提供について（区様式） ・2026年度住民税課税（非課税）証明書（コピー可） ※2026年1月1日の住所地の自治体より発行されます。
	2026年1月1日の 住所地が海外の方	2025年1月から12月までの収入のわかる書類（給与明細・勤務先が発行する収入証明書など）

きょうだい同時申込み条件について

きょうだいで同時に入園申込みをされる場合、きょうだいの同時入園申込みに関する条件の選択をしていただきます。

条件は、入園申込みの際にご提出いただく家庭状況書にて選択してください。

希望する条件が①～③に該当しない場合は、その他を選択の上、希望する条件をご記載ください。

①同時に同じ保育園に入園させたい

同時に入園でき、同園に入園のみ希望される方	きょうだい全員が、 同じ園に同じ月 に入所できなければ、入所を希望しない。
-----------------------	--

②同時の入園であれば、きょうだいが別々の保育園でも良いので入園させたい

希望下位でも、同じ園を優先	きょうだいが同時に入園できれば別々の園になってもよいが、同じ園への入所が可能な場合は希望下位であっても同じ園への入所を優先する。 ※きょうだい全員が同じ月に入園できるまで、全員入園することはできません。
別々の園でも希望順位を優先	きょうだいが同時に入園できれば別々の園になってもよいが、できるだけ希望順位が高い園への入所を優先する ※きょうだい全員が同じ月に入園できるまで、全員入園することはできません。

③きょうだいのうち1人だけでも入園希望の方

上の子を優先	希望下位でも同じ園を優先	きょうだいの上の子は1人だけでも入園を希望し、 下の子は1人だけでの入園を希望しない。 同じ園への入所が可能な場合は希望下位であっても同じ園への入所を優先する。
	別々の園でも希望順位を優先	きょうだいの上の子は1人だけでも入園を希望し、 下の子は1人だけでの入園を希望しない。 同じ園への入所が可能であっても、きょうだいそれぞれ希望順位が高い園への入所を優先する。
下の子を優先	希望下位でも同じ園を優先	きょうだいの下の子は1人だけでも入園を希望し、 上の子は1人だけでの入園を希望しない。 同じ園への入所が可能な場合は希望下位であっても同じ園への入所を優先する。
	別々の園でも希望順位を優先	きょうだいの下の子は1人だけでも入園を希望し、 上の子は1人だけでの入園を希望しない。 同じ園への入所が可能であっても、きょうだいそれぞれ希望順位が高い園への入所を優先する。
どちらでも希望	希望下位でも同じ園を優先	きょうだいがどちらか1人でも入園ができればよい。 同じ園への入所が可能な場合は希望下位であっても同じ園への入所を優先する。
	別々の園でも希望順位を優先	きょうだいがどちらか1人でも入園ができればよい。 同じ園への入所が可能であっても、きょうだいそれぞれ希望順位が高い園への入所を優先する。

③-1 きょうだいのうち1人が入園できた時、入園できなかった児童の以後の選考における希望園について

入園が決まったきょうだいと同じ園のみ希望	入園できなかった児童は申込みの有効期限内の以後の選考において、入園が決まったきょうだいと同じ園での選考を希望する。
希望園を変更しない	入園できなかった児童は申込みの有効期限内の以後の選考において、申込み時から希望園の変更はしない。

※③-1で選択した内容から、申込みの有効期限内に希望園を変更する場合は必ず締切日までに変更届をご提出ください。

※先にきょうだいのひとりが申し込まれていて、あとから別のきょうだいが申し込みをされる場合、あとに提出する家庭状況書の「④兄弟姉妹で入園を希望される場合」を必ずご記載ください。あとに提出されたきょうだい条件を基に選考にかかります。

申込み方法・申込みにおける注意事項

中野区では、保育園利用申込みについて、**電子申請での申込みを原則としています**。書類提出期限をご確認のうえ、不足書類がないよう、お早めに中野区役所保育入園係までご提出ください。

○申請方法について

申込締切日（P7）の17時までに不足不備がない状態で中野区役所保育入園係に到着したものがその月の利用調整の対象となります。締切日間隙ですと不足不備のご連絡が締切日時までに間に合わない可能性がありますので余裕を持ってお申込みください。不足不備のご連絡の点からも電子申請を推奨しております。FAX、メールでの書類提出はお受けできませんのでご注意ください。

提出していただいたものは返却ができません。必要な方は事前に写しをお取りください。

電子申請

○Logo フォーム

マイナンバー提供資料を提出する場合、Logo フォームでは添付できないため、別途郵送していただく必要があります。

詳細については、P9に記載しております。

また、Logo フォームとは別にマイナポータルを利用したぴったりサービスのご申請も可能です。（マイナンバーカードの利用が必須。）



窓口

窓口の受付時間は平日の8:30～17:00です。土・日・祝日は受付しておりませんのでご注意ください。
※窓口混雑時、すぐに対応できない場合がございますのでご了承ください。

郵送

提出先：〒164-8501 中野区中野4-11-19

中野区役所 子ども教育部保育園・幼稚園課保育入園係

提出する前に必ず下記注意事項をご確認ください。

- ・書類はホチキス止めせず提出してください。
- ・全ての書類は消せるペンや修正テープはご使用できません。再提出を求める場合があります。
なお、訂正は二重線で消し、正しくご記入ください。
- ・一般書留や簡易書留など配達記録が残る方法を推奨しています。

地域事務所

書類一式のみの受付となります。締切日の5日前までに提出してください。

不足書類は区役所に提出してください。

書類のチェック、ご相談、不足書類の提出は受け付けておりませんのでご注意ください。

○不足書類の取扱いについて

必須書類に不足書類があった場合、必ず電話・通知・メール等でご連絡いたします。

- ・不足書類や書類の内容に不備がある場合は、利用調整の対象となりません。書類不備とならないように記入漏れは無いかなどよくご確認のうえ、余裕をもって提出締切日までにご提出ください。
- ・申込書類のご提出後、**あとから不足書類のみをご提出される場合は、不足書類の余白に申込み児童の氏名と生年月日（※1）を記入していただくか、※1が記載されたものを一緒にご提出ください。**また、申込有効期間は、先に申込書類を受理した日から6か月です。

※ Logo フォームにて申請していただいた際に、締切日まで追加で提出する書類を選択された場合には、後日提出する意思があるとみなし、原則こちらから不足依頼は行いません。

○2月・4月転園申請の取り下げの期限

・2月、4月（1次利用調整）の転園申請の取り下げの場合は1月最初の営業日17時までとなります。

○入園決定辞退の取り扱い

・保育施設は複数園希望することができますが、入園決定後に辞退される方がいらっしゃいます。辞退されますと、他の方の入園の機会を奪うこととなります。実際に通える範囲内で、保育施設を希望してください。入園を辞退される場合は、速やかに園にご連絡のうえ、「辞退届」（区様式）を保育入園係宛に提出してください。辞退する方の辞退届提出締切日は、入園月の前月の区役所最終営業日17時までです。

なお、転園申請の場合は転園成立後の辞退はできません。これは在園していた枠を空き枠として選考するためです。空き枠に他の児童が入園するため元の園に戻ることができません。

※入園が内定していた場合、結果発送日前営業日17時以降に到着した取り下げは辞退として扱います。

辞退後引き続き保育所の入園申請の意向がある方は、改めて申請書類の提出が必要になります。ご注意ください。

※12月、1月、2月に入園決定・辞退した場合、入園日と申込締切日の関係から、別途1月、2月、4月（1次利用調整）をお申込みいただいていた場合でも入園申請は無効となります。再度の申込みは4月2次利用調整以降となりますのでご注意ください。

※認可保育所等の入所を辞退して、認証保育所以外の認可外保育施設に入所した場合、辞退対象月が属する年度末までは、認証保育所等保護者補助金は受給できません。また、ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）についても、辞退対象月が属する年度末までは、利用できません。

○入園決定の取消しと退園

以下の場合に入園決定の取消しまたは入園後に退園になることがあります。

申込時と変わってしまったとき（家庭状況に変更があった場合は必ずご相談ください）

- ・申込み時点と入園月時点で比較し、利用調整の指数に変更が生じたとき
- ・転職をした際に退職日と再就職日で間が空いたとき
- ・転職前よりも就労日数・時間が減少したとき
- ・復職後に勤務日数や時間が短縮となるとき（育児短時間制度利用の場合は除く）
- ・家庭での保育が可能になったとき
- ・中野区を転出されたとき
- ・申請児童やきょうだいが幼稚園への入園などを理由に退園または認可保育施設の申請を取り下げ・辞退するとき（P29調整指数⑪・⑫・⑬に該当の場合）。すでに退園や申請の取り下げ・辞退が決まっている場合は、締切日までには必ずご連絡ください。

入園後に必要な手続きをしなかったとき

●育児休業中に入園した方

入園後、翌月1日までに育児休業中の職場へ復職することが利用（在園）条件となります。復職後、1か月以内に復職証明書（区様式）をご提出ください。なお、復職後に在園しているお子さんを対象とした育児休業を取得する場合や、育休の再取得、分割取得をした場合は退園になります。

※育児休業中の方は元の職場に復職することを前提に就労中の要件で利用調整しています。入園後に元の職場に復職できなかった場合や復職せずに転職した場合は、退園となる場合があります。

※派遣会社で就労していた方は、休業前より利用調整の指数が下がる場合は、退園となります。派遣元を変更することはできません。

●求職中に入園した方

入園後、入園した月の翌々月末日までに就労し、就労開始日以降の証明日で「就労証明書」（区様式）、「変更届」（区様式）、「支給認定申請書」（区様式）を提出することが利用（在園）の条件となります。なお、就労形態によっては、追加で書類のご提出をお願いする場合があります。予めご了承ください。

●就労内定・就労拡大（就労日数・時間の増加等）予定で入園した方

入園した月中に内定・就労拡大（勤務先・日数・時間帯等）通りに就労を開始することが利用（在園）の条件となります。就労開始日以降の証明日で「就労証明書」（区様式）、「変更届」（区様式）、「支給認定申請書」（区様式）の提出をお願いいたします。（就労拡大の場合、支給認定申請書は不要）

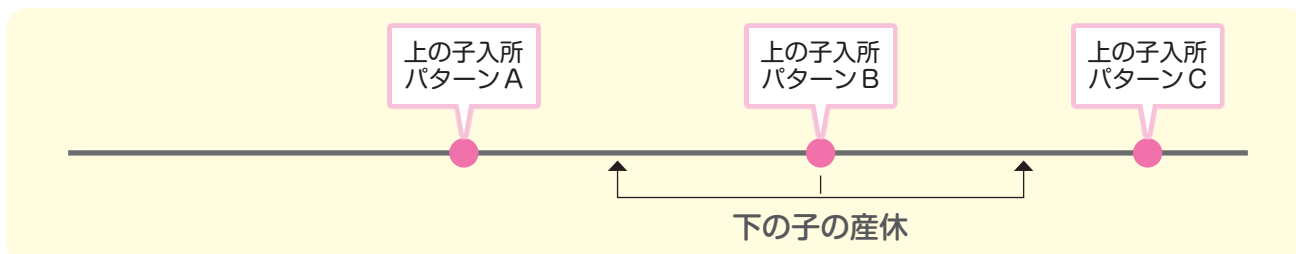
※入園月中の就労予定・拡大に変更が生じる場合は速やかに変更の手続きが必要です。なお、就労形態によっては、追加で書類のご提出をお願いする場合があります。予めご了承ください。

○育児休業の延長について

- ・育児休業の延長に関するお問い合わせ〔育児休業給付金延長に係る申告方法（申告書の記載方法や必要書類等）〕について、中野区ではお答えすることができません。ハローワークおよび就労先にお問い合わせください。
- ・育児休業給付金の延長手続きには、市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知および保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写しが必要とされています。入園申込みが必要な時期等についてはご自身で管理してください。

○申込中に出産予定がある方（就労の事由で保育所等を利用する場合）

お申込みするお子さんの入所するタイミングによって注意事項があります。



パターンA（詳細はP35を参照ください）

下のお子さんの産前休業開始日より前に上のお子さん（お申込みする児童）が入所した場合

育児休業は、育児を行うためのものであり、その対象となるお子さんのほか、育児休業に先立つ産前産後休業の開始前に既に保育所等に在籍しているお子さん（上のお子さん）についても家庭での育児が可能となります。したがって、本来であれば育児休業を取得しながら認可保育所にお子さんが在籍することはできません。しかし、上記図のように、下のお子さんの産前休業開始日より前に上のお子さんが入所した場合は、特例として下のお子さんの育児休業を取得しながら、上のお子さんが認可保育所に在園することを認めています。ただしその期間は、下のお子さんが満3歳に達する年度の3月31日までです。（保護者の育休中に限る。）

※育児休業は「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業をいいますので、自営業の方の育児休業は原則認められません。産休明けに復職し、復職日を記入した就労証明書を提出してください。

※上のお子さんの育休中に上のお子さんが入所した場合は、上のお子さんの育休から復職した後に、下のお子さんの産休に入る必要があります。復職せず、上のお子さんの育休から続けて下のお子さんの産休に入った場合は退園となります。

パターンB

下のお子さんの産前産後休業中に上のお子さん（お申込みする児童）が入所した場合

産前産後休業中の方は、産後休業終了日の翌日に復職する必要があります。復職されない場合や育児休業を取得する場合は退園となります。産後休業から一度復職した後に同じお子さんの育児休業を取得する場合も同様に退園となります。

※復職が必要になりますので、復職後の下のお子さんの預け先も並行してご検討ください。

パターンC

下のお子さんの産後休業終了後に上のお子さん（お申込みする児童）が入所した場合

●育児休業を取得できる場合

上のお子さんが入所した月の翌月1日までに復職する必要があります。復職されない場合や、育児休業を取得する場合は内定取消または退園となります。育児休業から一度復職した後に育児休業を再取得する場合も同様に退園となります。

●育児休業を取得できない場合

育児休業は「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業をいいますので、自営業の方の育児休業は原則認められません。そのため、産後休業明けに復職し、就労を継続している必要があります。産後休業終了後にお申込みの日数・時間通りの就労をしていない場合は、内定取消または退園になる場合があります。

※いずれの場合も、復職が必要になりますので、復職後の下のお子さんの預け先も並行してご検討ください。

申込み後に状況が変わった場合に提出が必要な書類

申込み後に次の事項に該当したときは、利用調整に関わりますので必ず下記の必要書類を提出してください。

内定後、または入園後に提出していないことが判明した場合、内定取消や退園になることがあります。

	状況	必要な書類	備考
1	希望園の変更をしたいとき	変更届（区様式） ※下記二次元コードから電子申請することもできます。 	変更を希望する月の受付期間内（P.7）にご提出ください。
2	転職した場合	①変更届（区様式） ②就労証明書（区様式） ③前職の退職日がわかるもの	退職日と再就職日で間が空く場合や利用調整の指数が下がる場合、育児休業中に入園が決まった方が元の会社に復職せずに転職した場合は入園が取消しになることがあります。
3	育児休業から復職したとき	復職証明書（区様式）	復職日より1か月以内にご提出ください。
4	子どもを認可外保育施設・ベビーシッター・幼稚園等に預けたとき	受託証明書（区様式）	書類がお手元に準備でき次第ご提出をお願い致します。各月の書類提出締め切り日までにご提出していただければ、加点の対象になる可能性があります。
5	入園（転園）の希望がなくなったとき	申込みの取下げ、利用承諾の辞退について（区様式） ※下記二次元コードから電子申請することもできます。 	至急ご提出ください。 ※結果発送日の前営業日17時以降に到着した取下げは、入園が内定していた場合辞退として扱います。
6	就労内定で申込み後、就労を開始したとき	①変更届（区様式） ②教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書（区様式） ③就労証明書（区様式）	就労開始日以降の証明日が記載された就労証明書をご提出ください。 自営業や親族経営の会社の場合、追加の提出物が発生します。詳細はお問い合わせください。
7	その他申込み内容（就職・開業・氏名等）が変更になったとき	詳細はお問い合わせください。	

保育所等一覧

2025年8月

- 「保育所等一覧」は2025年8月現在の情報をもとに作成しています。今後、内容に変更が生じた場合、区公式ホームページ「新規開設・閉園・定員変更等のお知らせ」(右の二次元コードを参照)に、随時情報を掲載しますご確認ください。
- その他、見学、看護師の配置状況、お問い合わせなどの詳細については、各保育所等にご確認ください。



- 【名称欄】★付きの施設については、定員変更の予定があります。
区公式ホームページ「新規開設・閉園・定員変更等のお知らせ」(右上の二次元コードを参照)をご確認ください。
- 【園庭欄】♡: 地上園庭 ◇: 地上と屋上 ♥: 地上(一部代替) ◆: 地上と屋上(一部代替) ■: 屋上(一部代替) ♠: なし(代替)
※代替の場合、付近の公園や小学校の校庭等を使用します。

●認可保育所

区分	地域区分	園コード	名称(略称)	所在地	電話番号	受入年齢	定員							基本 保育時間	延長 保育時間	延長 受入年齢	園庭
							0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計				
区立		1304	中野	弥生町 2-6-3	3373-4894	57日以上	10	16	16	20	20	20	102	7:15~18:15	19:15まで	1歳以上	♡
		1303	★ 弥生	弥生町 5-4-8	3381-0213	57日以上	11	16	16	20	20	20	103	7:15~18:15	19:15まで	1歳以上	♡
		1302	本町	本町 3-29-17	3373-8700	57日以上	12	16	16	21	21	21	107	7:15~18:15	19:15まで	1歳以上	♡
		1301	鍋横	本町 5-47-13	3384-4565	1歳以上	—	10	10	17	17	17	71	7:15~18:15	19:15まで	1歳以上	♡
		1204	昭和	中野 6-2-11	3362-1506	1歳以上	—	9	9	13	14	14	59	7:15~18:15	19:15まで	1歳以上	♡
		1203	沼袋	沼袋 1-34-14	3386-7082	57日以上	12	20	20	22	22	22	118	7:15~18:15	19:15まで	1歳以上	♡
		1202	江原	江原町 1-10-16	3953-5528	57日以上	12	20	20	22	22	22	118	7:15~18:15	19:15まで	1歳以上	♡
		1102	丸山	丸山 2-27-16	3337-7106	6か月以上	9	12	12	20	20	21	94	7:15~18:15	19:15まで	1歳以上	♡
		1201	野方	野方 1-35-8	3387-6379	8か月以上	8	14	14	18	18	18	90	7:15~18:15	19:15まで	1歳以上	♡
		1101	白鷺	白鷺 3-3-24	3330-2437	57日以上	12	19	19	19	19	19	107	7:15~18:15	19:15まで	1歳以上	♡
私立	南台	2336	中野南台ちとせ	南台 2-1-5	6454-1983	57日以上	12	15	15	16	16	16	90	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♥
		2335	なかみなみコスモ	南台 3-6-17 3F	5342-2921	57日以上	9	16	16	19	19	19	98	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♠
		2334	南台	南台 3-35-3	3384-0906	57日以上	9	14	14	20	20	20	97	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	◇
		2333	キッズガーデン中野南台	南台 4-19-11	6382-5280	57日以上	6	10	12	14	14	14	70	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♠
		2332	アートチャイルドケア 中野南台森の保育園	南台 5-15-5	5342-2340	57日以上	6	20	20	20	20	20	106	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♡
		2328	中野みなみ	南台 5-29-9	3384-5941	57日以上	12	16	18	21	21	21	109	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上	♡
	弥生町	2331	さくらさくみらい弥生町	弥生町 1-43-12	5309-2239	57日以上	6	10	12	14	14	14	70	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♠
		2330	★ コンビプラザ弥生町	弥生町 2-41-2	6382-5508	57日以上	9	15	18	22	22	18	104	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♠
		2329	みらいえ保育園中野富士見町	弥生町 2-48-3	6382-5590	1歳以上	—	11	12	12	12	13	60	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上	♠
	本町	2327	★ コンビプラザ宮の台	本町 4-14-12	6382-8087	57日以上	9	15	18	20	18	18	98	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♡
		2326	マミーズエンジェル新中野	本町 4-30-12 2F	3380-0088	1歳以上	—	19	19	19	19	19	95	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上	♠
		2325	※1 キッズガーデン新中野駅前	本町 4-30-12 4F	6382-5717	57日以上	6	10	10	12	12	12	62	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♠
		2324	太陽の子中野中央	中央 1-13-8 2F	5332-5977	1歳以上	—	5	6	6	6	7	30	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上	♠
	中央	2340	ひなたの丘	中央 1-42-6	6304-0156	57日以上	9	10	12	13	13	13	70	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	◆
		2323	AIAI NURSERY 中野坂上	中央 2-2-3	6908-7190	1歳以上	—	10	11	13	13	13	60	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上	♠
		2322	ソラストなかのさかうえ	中央 2-43-12	5937-1830	57日以上	12	13	13	14	14	14	80	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♠
		2321	ナーサリー中野の森	中央 2-52-15	5937-4220	57日以上	6	18	20	22	22	22	110	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♥

※1: キッズガーデン新中野駅前には、駐輪場・駐車場がないため、徒歩・公共交通機関での登降園となります。

●認可保育所

区分	地域区分	園コード	名称(略称)	所在地	電話番号	受入年齢	定員							基本 保育時間	延長 保育時間	延長 受入年齢	園庭
							0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計				
中央	中央	2320	仲町	中央 3-41-12	5340-7921	57日以上	12	15	16	22	22	22	109	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♡
		2319	★ モニカ新中野園	中央 4-7-14	6382-8871	57日以上	6	9	10	11	7	7	50	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♠
		2318	橋場そらとみどりの保育園 大きなおうち	中央 4-18-19	6382-4774	57日以上	15	30	30	34	34	34	177	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♡
		2317	ひまわり	中央 4-61-4	3382-2400	57日以上	6	8	9	9	9	9	50	7:30~18:30	20:30まで	57日以上	♠
		2316	にじいろ保育園中野	中央 5-48-2	6382-8492	1歳以上	—	5	6	8	8	8	35	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上	♠
	東中野	2338	★ スターチャイルド 《東中野ナーサリー》	東中野 1-38-5	5338-0266	1歳以上	—	10	11	13	9	5	48	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上	♠
		2314	めばえの森	東中野 2-6-14	3227-5008	1歳以上	—	12	12	14	14	14	66	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上	■
		2313	★ 幼保園シャローム東中野	東中野 2-22-26	3371-7893	1歳以上	—	10	10	10	6	4	40	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上	♠
		2337	★ 東中野しらゆり	東中野 3-12-2	5937-1211	57日以上	6	12	12	12	10	8	60	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♠
		2312	クオリスキッズ東中野	東中野 3-19-17	6908-6421	1歳以上	—	12	12	12	12	12	60	7:30~18:30	20:30まで	1歳以上	♠
		2311	キッズハーモニー・ ひがしなかの	東中野 4-4-26 4・5F	5330-5117	57日以上	6	12	12	15	15	15	75	7:30~18:30	20:30まで	57日以上	♠
		2310	シエル保育園・東中野	東中野 4-11-12	5937-1257	57日以上	5	8	11	12	12	12	60	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♠
		2309	まなびの森 保育園東中野プチ・クレイシュ	東中野 5-1-1	3365-0965	57日以上	6	8	9	9	9	9	50	7:00~18:00	20:00まで	57日以上	♠
		2308	陽だまりの丘	東中野 5-17-3	5331-6767	57日以上	15	20	22	22	22	22	123	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♡
		2307	★ おはよう保育園東中野	東中野 5-27-10	6304-0611	1歳以上	—	10	11	11	11	7	50	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上	♠
	私立 中野	2306	★ 宮園	中野 1-21-6	3368-0015	57日以上	9	19	20	22	22	22	114	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♡
		2304	太陽の子中野桜花	中野 2-14-11	5340-7086	57日以上	6	10	12	13	13	13	67	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♥
		2303	なかのまるのなか保育園 大きなおうち	中野 2-18-4	6304-8383	57日以上	12	24	27	30	30	30	153	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♠
		2302	にじいろ保育園中野駅南口	中野 2-26-1	6382-6831	1歳以上	—	8	8	8	8	8	40	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上	♥
		2301	桃が丘さゆり	中野 3-19-13	5342-9543	57日以上	12	18	20	20	20	20	110	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♡
		2339	★ きゃんぱす中野	中野 3-48-8	6454-1625	1歳以上	—	12	14	14	10	10	60	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上	♠
		2228	コンビプラザ中野	中野 4-6-20	5913-2701	57日以上	6	11	11	12	12	12	64	7:30~18:30	20:30まで	57日以上	♥
		2227	中野ここわ	中野 5-4-7	5318-9963	57日以上	6	12	12	13	13	13	69	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♠
		2226	ピノキオ幼児舎中野	中野 5-24-21 2F	5345-7735	57日以上	6	6	6	7	7	7	39	7:30~18:30	20:30まで	57日以上	♠
		2225	中野打越	中野 5-26-11	3387-5117	57日以上	9	18	18	18	21	22	106	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♡
	上高田	2224	にじいろ保育園上高田	上高田 1-17-5	5942-9972	57日以上	9	15	15	21	21	21	102	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♡
		2223	ベリーベアー インターナショナル保育園中野	上高田 1-39-14	6454-0190	57日以上	6	12	12	12	12	12	66	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♠
		2222	ちゃいれっく上高田	上高田 2-9-2	5942-5091	57日以上	6	9	10	11	12	12	60	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♠
		2221	キッズガーデン中野上高田	上高田 2-36-2	5942-7433	57日以上	9	10	12	13	13	13	70	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♠
		2220	さくらさくみらい中野	上高田 2-41-6 2F	5942-5715	1歳以上	—	12	12	14	14	14	66	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上	■
		2219	あけぼの	上高田 2-58-21	3385-3822	57日以上	9	15	18	20	24	24	110	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	◆
新井	新井	2218	ピオニイ	新井 2-40-3	3386-0539	57日以上	9	10	12	12	12	12	67	7:00~18:00	19:00まで	57日以上	♠
		2217	キッズフォレ平和の森	新井 3-35-20	6454-0771	57日以上	6	7	7	10	10	10	50	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♠
		2216	中野りとるばんがきんす	新井 4-10-10	5345-8331	57日以上	9	10	12	15	17	17	80	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	◇
		2215	小学館アカデミー あらいやくし	新井 5-17-2 2F	5318-0385	57日以上	6	6	7	7	7	7	40	7:30~18:30	20:30まで	57日以上	♠

認可保育所等の
入園申込み

保育所等一覧

●認可保育所

区分	地域区分	園コード	名称(略称)	所在地	電話番号	受入年齢	定員							基本 保育時間	延長 保育時間	延長 受入年齢	園庭
							0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計				
私立	沼袋	2214	松が丘	沼袋 2-17-5	5318-9122	57日以上	9	18	20	20	20	20	107	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♡
		2213	グローバルキッズ沼袋園	沼袋 2-28-32	5942-8626	57日以上	6	10	12	14	14	14	70	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♠
		2212	沼袋西	沼袋 3-14-11	5942-6203	57日以上	9	18	18	18	18	18	99	7:15~18:15	20:15まで	5か月以上	♡
	松が丘	2211	中野松が丘すきっぷ	松が丘 1-26-2	5942-4766	57日以上	9	10	12	13	13	13	70	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♠
		2210	にじいろ保育園松が丘	松が丘 2-32-3	6908-2461	57日以上	6	10	12	13	13	13	67	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♥
	江原町・江古田	2209	さくらさくみらい江原町	江原町 1-46-1	6908-3139	57日以上	6	9	13	13	13	13	67	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♠
		2208	江古田ここわ	江古田 1-11-5	3565-6292	1歳以上	—	12	12	12	12	12	60	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上	♠
		2207	テンダーラビング保育園江古田	江古田 1-43-5	5942-5321	57日以上	6	8	10	12	12	12	60	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♠
		2206	にじいろ保育園江古田の杜	江古田 3-14-1 1F	5942-5565	57日以上	8	13	14	15	15	15	80	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♥
		2205	徳田	江古田 3-15-2	3993-5029	57日以上	12	20	20	20	20	20	112	7:15~18:15	19:15まで	1歳以上	♡
	丸山・野方	2203	ピノキオ幼児舎野方	丸山 1-6-3	5318-6391	57日以上	9	15	15	20	20	20	99	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♠
		2202	にじいろ保育園中野野方	野方 1-41-9	5942-4590	57日以上	6	10	12	14	14	14	70	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	■
		2201	野方さくら	野方 4-41-7	3387-7391	57日以上	9	18	18	18	18	19	100	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上	♡
		2118	オンビーノスクエア野方	野方 5-10-13	3338-0308	1歳以上	—	5	9	11	11	11	47	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上	♠
		2117	こどもヶ丘保育園野方園	野方 6-38-2	5364-9041	57日以上	6	12	12	14	14	14	72	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♠
	大和町	2116	大和東もみじの森	大和町 1-37-4	3330-9893	57日以上	9	19	19	22	22	22	113	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♡
		2115	七海	大和町 4-12-10	3310-9773	57日以上	9	18	18	19	20	20	104	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♡
		2114	田中ナースリー大和	大和町 4-42-4	3337-7180	57日以上	9	12	12	20	20	20	93	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	◇
	若宮	2113	田中ナースリー若宮	若宮 3-6-9	3310-3366	1歳以上	—	12	12	12	12	12	60	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上	♠
		2112	まなびの森保育園鷺ノ宮	若宮 3-23-3	3310-2322	57日以上	6	10	11	11	11	11	60	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	◇
	白鷺	2111	中野鷺ノ宮雲母	白鷺 1-1-4	6853-6190	57日以上	6	10	10	11	11	12	60	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♠
		2110	キッズガーデン中野白鷺	白鷺 1-6-10	6383-0035	57日以上	6	10	12	14	14	14	70	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♠
		2109	聖ピオ	白鷺 1-15-15	3339-0801	57日以上	15	21	22	22	22	22	124	7:00~18:00	20:00まで	57日以上	♡
	鷺宮	2108	鷺宮クローバー	鷺宮 2-4-3	5327-8141	1歳以上	—	10	12	12	12	12	58	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上	♥
		2107	にじいろ保育園鷺ノ宮	鷺宮 3-44-7	5327-8202	57日以上	6	10	12	13	13	13	67	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♠
		2106	ぼけっとランドさぎのみや	鷺宮 4-33-1	5284-9637	57日以上	6	10	10	14	14	14	68	7:30~18:30	20:30まで	57日以上	♠
		2105	わらべ西鷺宮	鷺宮 5-22-14	3990-7440	57日以上	9	18	18	21	21	21	108	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♥
	上鷺宮	2104	グローバルキッズ鷺ノ宮	上鷺宮 2-10-21	3990-5722	57日以上	6	10	12	15	15	15	73	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♡
		2103	※2とちの木	上鷺宮 3-8-8	5971-3910	57日以上	10	12	12	12	12	12	70	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上	♡
		2102	中野ひかり	上鷺宮 4-18-8	3998-0132	1歳以上	—	10	14	17	17	17	75	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上	♠
		2101	こどもヶ丘保育園上鷺宮園	上鷺宮 5-5-6	5848-7341	57日以上	6	10	11	12	12	12	63	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	♥

※2：とちの木保育園は、0歳児と1歳児に布おむつを使用しています。紙おむつを使用する場合は、使用後の紙おむつをお持ち帰りいただきます。

●認定こども園（2号・3号認定）

区分	園コード	名称(略称)	所在地	電話番号	受入年齢	定員							基本 保育時間	延長 保育時間	延長 受入年齢	園庭
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計				
認定こども園	3301	やよいこども園 (ナーサリーコース)	弥生町 1-58-14	5358-0901	57日以上	9	13	18	20	20	20	100	7:00~18:00	20:00まで	1歳以上	♡
	3201	なかのこども園	野方 1-10-2	5942-6031	57日以上	9	11	14	17	17	17	85	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	◇
	3202	※3 認定こども園みすのとう (幼児ルーム)	江古田 1-1-1	3953-4417	1歳・2歳	—	9	12	—	—	—	21	7:30~18:30	—	—	♡
		※3 認定こども園みすのとう (長時間利用)			3歳以上	—	—	—	15	15	15	45	7:30~18:30	—	—	♡
	3302	アルテ子どもと木幼稚園	中野 1-59-5	3365-0602	57日以上	12	15	18	21	22	22	110	7:15~18:15	20:15まで	57日以上	◇
	3203	なかよしの森こども園	江古田 4-16-13	5942-8816	57日以上	12	16	18	18	18	18	100	7:15~18:15	20:15まで	1歳以上	♡

※3：認定こども園みすのとうの申込みの詳細については、園へお問い合わせください。

- 地域型保育事業の連携施設の受け入れ枠の取り扱いについては、令和9年度より変更の予定です。
詳細は区公式ホームページ「地域型保育事業の連携施設」（右の二次元コードを参照）をご確認ください。



●地域型保育事業（認可小規模保育事業） ※A型：保育従事者数の全員が保育士 B型：保育従事者数の5割以上が保育士

区分	園コード	名称(略称)	所在地	電話番号	受入年齢	定員							基本 保育時間	延長 保育時間	延長 受入年齢	園庭
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計				
小規模 保育事業	4307	マザーズハート南台園(A型)	南台 2-28-4	6382-6228	57日以上	3	8	8	—	—	—	19	7:30~18:30	19:30まで	57日以上	♠
	4306	キャリー保育園 なかのふじみちよう(A型)	南台 3-6-16 1F	6382-4852	57日以上	2	5	5	—	—	—	12	7:15~18:15	19:15まで (土なし)	57日以上	♠
	4304	あーす保育園中野新橋(A型)	弥生町 1-56-3 1F	6276-8942	57日以上	5	6	8	—	—	—	19	7:15~18:15	19:15まで	57日以上	♠
	4302	ゆめのいろ保育園中野(A型)	本町 5-47-10	6382-6865	57日以上	4	4	4	—	—	—	12	7:00~18:00	19:00まで	57日以上	♡
	4301	あーす保育園中野坂上(A型)	中央 1-23-7 1F	6908-7524	57日以上	5	6	8	—	—	—	19	7:15~18:15	19:15まで	57日以上	♠
	4107	かたつむり保育園野方(A型)	野方 6-30-24 1・2F	5356-8686	57日以上	4	5	5	—	—	—	14	7:15~18:15	19:15まで	57日以上	♠
	4105	てりは保育園なかの(A型)	大和町 2-3-16	5356-7501	57日以上	3	8	8	—	—	—	19	7:15~18:15	19:15まで	57日以上	♠
	4102	ふたばクラブ鷺宮保育園(A型)	鷺宮 3-7-7 2F	5327-8023	57日以上	5	7	7	—	—	—	19	7:15~18:15	19:15まで	57日以上	♠
	4101	あーす保育園鷺ノ宮(A型)	鷺宮 4-34-9 1F	5356-7341	57日以上	3	7	9	—	—	—	19	7:15~18:15	19:15まで	57日以上	♠

- 地域型保育事業の連携施設の受け入れ枠の取り扱いについては、令和9年度より変更の予定です。
詳細は区公式ホームページ「地域型保育事業の連携施設」（右の二次元コードを参照）をご確認ください。



●地域型保育事業（認可家庭的保育事業） ※認可家庭的保育事業では、特別な支援を要するお子さんの受け入れはありません。

区分	園コード	名称(設置者)	所在地	電話番号	受入年齢	定員							基本 保育時間	延長 保育時間	延長 受入年齢	園庭
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計				
家庭的 保育事業	5304	保育室こどものせかい(小坂明子)	南台 4-51-2	3382-3938	57日以上	1	1	1	—	—	—	3	7:15~18:15 (月~金)	19:15まで	1歳以上	♠
	5303	※4 昼間のおうち(西嶋ひろみ)	弥生町 2-3-1	090-6954-9831	57日以上	1	2	2	—	—	—	5	7:15~18:15 (月~金)	—	—	♠
	5302	※4 比留間恵美(比留間恵美)	中央 1-31-6-102	6908-6775	57日以上	1	1	1	—	—	—	3	7:15~18:15 (月~金)	—	—	♠
	5301	じゅんちゃんの保育室(高橋潤)	中央 3-36-6	3229-2157	57日以上	1	1	1	—	—	—	3	7:15~18:15 (月~金)	—	—	♠
	5201	※4 キッズルームカジワラ(梶原憲子)	野方 4-41-9	3387-5715	57日以上	1	1	1	—	—	—	3	7:15~18:15 (月~金)	—	—	♠
	5101	ひまわり保育ルーム(市瀬豊子)	大和町 4-50-23	090-6560-8108	57日以上	1	1	2	—	—	—	4	7:15~18:15 (月~金)	—	—	♠

※4：家庭的保育事業所「昼間のおうち」「比留間恵美」「キッズルームカジワラ」は、食物アレルギーや宗教対応が必要なお子さんには、給食提供ができません。お弁当を持参していただきます。

●地域型保育事業（認可居宅訪問型保育事業）

区分	園コード	名称(設置者)	所在地	電話番号	受入年齢	定員							基本 保育時間	延長 保育時間	延長 受入年齢	給食
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計				
	6001	※5 障害児訪問保育アニー (認定NPO法人フローレンス)	各ご自宅	6811-0907	57日以上	設定なし							8:00~18:00 (月~金)	—	—	なし

※5：障害児訪問保育アニーの0歳児及び3歳～5歳児の受け入れについては、事前に事業者にご相談ください。事業の詳細については、P40「認可居宅訪問型保育事業」をご覧ください。

保育料

※東京都の保育所等利用世帯負担軽減事業により2025年9月1日以降は第1子の保育料も無料となる予定です。

問い合わせ先 教育・保育支給認定係(☎03-3228-5793)

▶ 保育料とは

保育料とはお子さんの保育に要する費用に充てるため、保護者の方にお支払いいただくものです。公平性の観点から、納期限を守って必ずお支払いください。

中野区民のお子さんが利用する保育所等の保育料は、認可保育所・認定こども園・地域型保育事業で共通です。

保育の必要量に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分の保育料が設定されます。

▶ 保育園運営経費

保育園運営に必要な人件費をはじめ園舎の維持管理などの経費は、国・都の負担金や区民税等で賄っています。

▶ 保育料の階層区分の判定について

次の事由等で住民税未決定の方は、保育料の階層区分を最高階層（最高額）で決定します。

なお、住民税が決定された場合または収入のわかる書類を提出した場合、**当年度の保育料に限り**、保育料を再算定します。

- ①保護者が住民税の申告をしていない。※育休中で収入がない場合でも、個別に住民税の申告が必要となる場合があります。
- ②4月から8月分保育料の場合は前年1月1日時点、9月から3月分保育料の場合は当年1月1日時点で中野区外に居住し、前住所地の課税証明書または非課税証明書が提出されていない。
※ただし、前住所地で住民税が決定され、かつ、入園申込時に個人情報（マイナンバー）関係書類を提出している方は除く。
※個人番号（マイナンバー）関係書類を提出された場合でも、税情報の照会ができなかった場合は、前住所地の課税証明書または非課税証明書の提出が必要となります。
- ③4月から8月分保育料の場合は前年1月1日時点、9月から3月分保育料の場合は当年1月1日時点で海外に居住し、収入のわかる（給与明細・勤務先が発行する収入証明書など）書類が提出されていない。
上記収入のわかる書類の提出にあたっては、4月から8月分保育料の場合は前々年1月から12月の収入、9月から3月分保育料の場合は前年1月から12月の収入を証する必要があります。

▶ 修正申告などにより住民税所得割額に変更があった方へ

修正申告等により住民税所得割額に変更があった場合、**当年度の保育料に限り**、再算定します。保育料の再算定を行った結果、既にお支払いいただいた保育料に不足額が生じた場合は不足額の請求を、過払いが生じた場合は未払いの保育料への充当または還付を行います。

▶ 保育料に関する注意事項

1. 保育料を決定する年齢は、入園年度の4月1日現在の満年齢（クラス年齢）です。**年度途中で誕生日を迎えても保育料は変わりません。**
2. 保育料は月額のため毎月1日現在で在園している場合は、当月分の保育料をお支払いいただきます。月途中で退園された場合や通園日数が少ない場合（1日も通園がない場合を含みます。）でも、**保育料の日割り計算は行いません。**なお、延長保育料（月額）も同様です。
3. 個別にお弁当を持参いただいた場合であっても、保育料の免除や減額はできません。
4. 保育料のお支払い期限は毎月月末（月末が休業日の場合は、翌営業日）です。
※口座振替払いの引落日も同様です。
5. 保育料を期限までにお支払いいただけない場合は、書面による督促・催告のほか、滞納処分（差し押さえ）を行う場合があります。
6. 保育料の支払い先は、認可保育所は中野区へお支払いください。また、認定こども園、地域型保育事業（認可家庭的保育事業、認可小規模保育事業、認可事業所内保育事業、認可居宅訪問型保育事業）は各施設（事業者）へお支払いください。



区立認可保育所延長保育料の算定方法および算定時期について

算定根拠となる年度における世帯の住民税所得割合算額を基に、延長保育料を算定します。
保育料の算定は毎年4月と9月の年2回行います。

決定月	対象期間	算定根拠となる住民税所得割額	
2025年9月	2025年9月～ 2026年3月	2025年度分 (2024年分所得)	P25の保育料表をご覧ください
2026年4月	2026年4月～ 2026年8月	2025年度分 (2024年分所得)	
2026年9月	2026年9月～ 2027年3月	2026年度分 (2025年分所得)	

1. 算定は、住宅借入金特別控除や寄付金控除等の**税額控除前の所得割額**でおこないます。
2. 海外に居住しており日本国内で住民税が課税されていない場合は、前年の収入状況等から推計した住民税額で算定いたします。
3. お子さんが生計を一にする同居の祖父母に扶養されている場合、扶養している祖父母の住民税所得割額も延長保育料の算定根拠とする場合があります。
4. 結婚や離婚等により保護者に変更があった場合等は、延長保育料を再算定し、変更します。延長保育料は、変更の手続きを行った翌月分から変更となります。
5. 生活保護受給世帯、住民税非課税世帯および里親制度を利用している世帯の場合、延長保育料はかかりません。



▶ 幼児教育・保育の無償化

幼児教育負担の軽減による少子化対策として、2019年10月1日より3歳から5歳までのお子さんおよび住民税非課税世帯の0歳から2歳までのお子さんの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化されました。無償化の範囲や上限額、保育の必要性や利用する施設の種別は以下のとおりです。

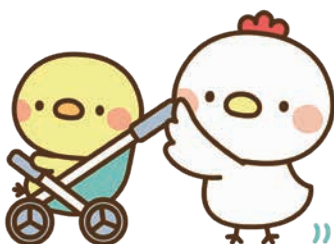
施設類型	保育の 必要性	無償化の範囲、上限額	
		0歳から2歳児 (住民税非課税世帯)	3歳から5歳児
幼稚園(私学助成園)※1※2	—	月額25,700円まで	月額25,700円まで
認定こども園(幼稚園的利用)※1 幼稚園(施設型給付園)※1	—	無償	無償
認可保育所 地域型保育事業 認定こども園(保育園的利用)	○	無償 ※住民税の課税・非課税に関わらず、2025年9月1日以降は第1子の保育料も無料となる予定	無償
幼稚園の預かり保育	○	月額16,300円まで	月額11,300円まで
一時預かり事業 病児保育事業 ファミリーサポートセンター	○	月額42,000円まで	月額37,000円まで
認証保育所※2 認可外保育施設※3 ベビーシッター※3	○		
企業主導型保育事業	○	標準的な利用料を無償化	標準的な利用料を無償化
障がい児通所施設	—	無償	無償

※1 幼稚園、認定こども園(幼稚園的利用)は満3歳になった日から無償化の対象。

※2 幼稚園(私学助成園)や認証保育所、認可外保育施設をご利用の方に、保護者補助金の助成制度あり。

※3 認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書が交付された施設に限る。

より詳細な情報や必要な手続きについては、中野区のホームページをご覧ください。



保育料一覧

認可保育園・認定こども園(2・3号認定子ども)・認可小規模保育事業・認可家庭的保育事業・認可事業所内保育事業に適用

※東京都の保育所等利用世帯負担軽減事業により2025年9月1日以降は第1子の保育料(月額)も無料となる予定です。

※私立保育園の延長保育料は各園が定めます。詳細は各園にお尋ねください。

1. 保育標準時間認定の保育料

(円)

世帯全員の区民税額	階層	保育料(月額)			区立園の延長保育料(月額)		
		3歳未満児 第1子	3歳未満児 第2子	3歳児 以上	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児
生活保護受給世帯	A	0			0	0	0
区民税非課税世帯	B	0			0	0	0
区民税均等割のみ	C1	1,900			600	600	600
世帯全員の区民税所得割額	24,300円未満	C2	2,400		600	600	600
	24,300円以上 48,600円未満	C3	3,100		600	600	600
	48,600円以上 51,000円未満	C4	6,700		900	900	900
	51,000円以上 53,000円未満	C5	8,300		900	900	900
	53,000円以上 55,000円未満	C6	9,400		900	900	900
	55,000円以上 77,101円未満	C7	15,400		1,500	1,300	1,300
	77,101円以上 79,000円未満	C8	19,100		1,900	1,300	1,300
	79,000円以上 97,000円未満	C9	21,500		2,100	1,400	1,400
	97,000円以上 115,000円未満	C10	23,600		2,300	1,500	1,500
	115,000円以上 133,000円未満	C11	25,500		2,500	1,700	1,600
	133,000円以上 161,000円未満	C12	27,500		2,700	1,800	1,800
	161,000円以上 190,000円未満	C13	29,200		2,900	1,900	1,800
	190,000円以上 211,000円未満	C14	31,000	無料	3,100	2,000	1,800
	211,000円以上 231,000円未満	C15	32,500		3,200	2,100	1,800
	231,000円以上 252,000円未満	C16	34,200		3,400	2,200	1,800
	252,000円以上 273,000円未満	C17	35,700		3,500	2,200	1,900
	273,000円以上 292,000円未満	C18	37,200		3,700	2,300	1,900
	292,000円以上 303,000円未満	C19	38,500		3,800	2,300	1,900
	303,000円以上 315,000円未満	C20	40,000		4,000	2,300	1,900
	315,000円以上 342,000円未満	C21	43,400		4,300	2,400	1,900
	342,000円以上 370,000円未満	C22	46,100		4,600	2,400	2,000
	370,000円以上 397,000円未満	C23	48,900		4,800	2,400	2,000
	397,000円以上 425,000円未満	C24	51,300		5,100	2,500	2,000
	425,000円以上 482,000円未満	C25	53,700		5,300	2,500	2,000
	482,000円以上 615,000円未満	C26	57,500		5,700	2,500	2,000
	615,000円以上 786,000円未満	C27	61,800		6,100	2,700	2,100
	786,000円以上 908,000円未満	C28	66,100		6,600	2,800	2,200
	908,000円以上 1,031,000円未満	C29	70,400		7,000	3,000	2,300
	1,031,000円以上	C30	74,700		7,400	3,100	2,400

2. 保育短時間認定の保育料

(円)

階層	保育料(月額)		
	3歳未満児 第1子	3歳未満児 第2子	3歳児 以上
A	0		
B	0		
C1	1,800		
C2	2,300		
C3	3,000		
C4	6,500		
C5	8,100		
C6	9,200		
C7	15,100		
C8	18,700		
C9	21,100		
C10	23,100		
C11	25,000		
C12	27,000		
C13	28,700		
C14	30,400		
C15	31,900		
C16	33,600		
C17	35,000		
C18	36,500		
C19	37,800		
C20	39,300		
C21	42,600		
C22	45,300		
C23	48,000		
C24	50,400		
C25	52,700		
C26	56,500		
C27	60,700		
C28	64,900		
C29	69,200		
C30	73,400		

3. 延長保育料(日々利用)

(円)

階層	世帯全員の区民税額	保育料
		18:15~19:15
A	生活保護受給世帯	0
B	現年度分住民税非課税世帯	0
C	A階層およびB階層以外の世帯	500

※ 私立保育園は各園が定めます。

4. 区立保育園の保育短時間認定児童の保育標準時間内の延長保育料(日々利用)

保育短時間認定のお子さんが、下表の時間帯に保育を受けた場合には、延長保育料を下表のとおり負担していただきます。

(円)

延長保育の時間帯	保育料
7:15~8:15	100
8:15~9:15	100
17:15~18:15	100

※18:15~19:15に保育を受けた場合には、延長保育料を「3. 延長保育料(日々利用)」の表のとおり負担していただきます。

※保育料短時間認定の場合の月額の延長保育料は設定していません。

保育所等利用調整基準（指数について）

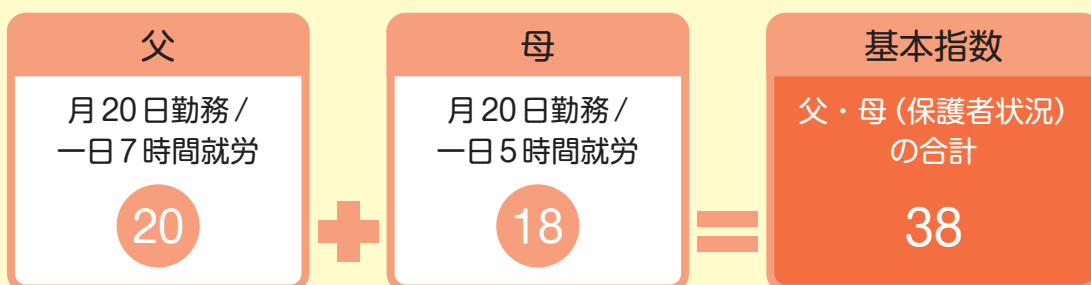
▶ 児童の指数の決まり方

▶ P27 ~ 30

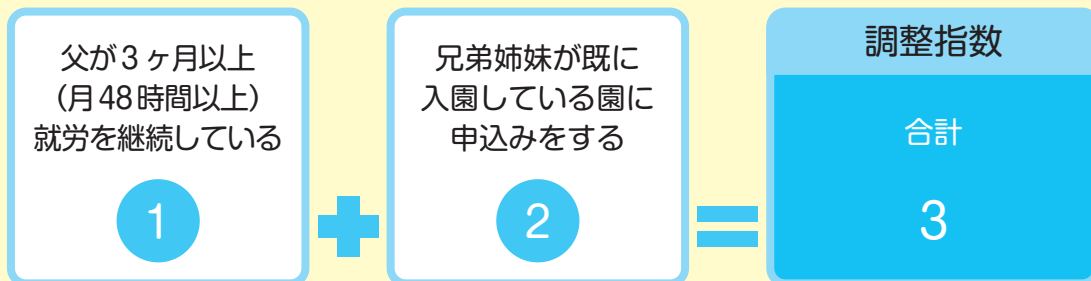
まず、保護者の状況に当てはまるものを1つずつ【基本指数】として付けます。
続いて【調整指数】で当てはまるものがあれば加点や減点を行い、【児童の指数】を決定します。
調整指数は、1つも当てはまらない場合も、複数当てはまる場合もあります。

例

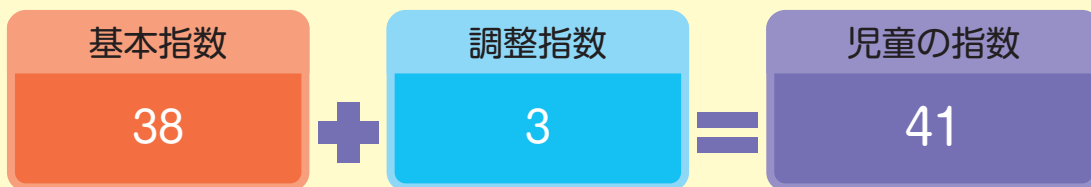
基本指数



調整指数



児童の指数



▶ たくさんの人が申込んだら同点の人が出ることもあるのでは……。
そうなったらどうやって優先順位をつけているの？

▶ P30

「同一指数児童の優先順位」をご確認ください。

保育所等の利用調整は、ご提出いただいた保育所等利用申込書および添付書類の内容から「1. 基本指数」「2. 調整指数」の表に基づき指数を決定し、指数が高い児童から入園を内定します。「児童の指数」が同点の場合は、「3. 同一指数児童の優先順位」により順位付けを行います。

「1. 基本指数」「2. 調整指数」「3. 同一指数児童の優先順位」は、各利用調整ごとに定めている書類提出締切日時点（P7）の状況を基に決定します。基準日の状況が入所月も引き続いているものとして審査するため、変更があった場合届出がないと選考に関わる場合がございますのでご注意ください。

「1. 基本指数」は保護者それぞれの状況について、指数付けを行います。同一人に複数の要件（類型）があっても、異なる要件（類型）の指数を合算することはありません。ご提出いただく「保育の必要性を確認できる書類」を基に指数付けを行います。

1. 基本指数(保護者の状況)					
類 型	細 目			指 数	保育を利用 できる期間
就 労	月20日以上 (週5日以上)		7時間(週35時間)以上の就労を常態	20	最長 就学前まで
			6時間(週30時間)以上の就労を常態	19	
			5時間(週25時間)以上の就労を常態	18	
			4時間(週20時間)以上の就労を常態	15	
	月16日以上 (週4日以上)		7時間(週28時間)以上の就労を常態	18	
			6時間(週24時間)以上の就労を常態	17	
			5時間(週20時間)以上の就労を常態	15	
			4時間(週16時間)以上の就労を常態	13	
	月12日以上 (週3日以上)		7時間(週21時間)以上の就労を常態	16	
			6時間(週18時間)以上の就労を常態	14	
			5時間(週15時間)以上の就労を常態	12	
4時間(週12時間)以上の就労を常態			11		
上記以外で月48時間以上を常態として就労する場合			10		
出 産	出産前後(出産予定月及びその前後2か月(多胎妊娠の場合は14週間前から))で保育が必要な場合			14	最長6か月
疾 病 負 傷	入院(概ね1か月以上)			20	
	居 宅 内	常時臥床の場合		20	
		週3日以上かつ概ね1か月以上の通院を要する場合		16	
		上記以外の一般療養(概ね1か月以上)		12	
障 が い	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1〜3度、精神障害者保健福祉手帳1〜3級			20	
	身体障害者手帳3級、愛の手帳4度			16	
	身体障害者手帳4級			12	
親 族 の 介 護 ・ 看 護	同 居	要介護4・5、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の親族を昼間4時間以上介護・看護している場合	週5日以上(月20日以上)	20	必要な期間
			週4日以上(月16日以上)	18	
			週3日以上(月12日以上)	16	
		要介護3、身体障害者手帳3級、愛の手帳3・4度の親族を昼間4時間以上介護・看護をしている場合	週5日以上(月20日以上)	18	
			週4日以上(月16日以上)	16	
			週3日以上(月12日以上)	14	
	上記以外の者を週3日以上かつ昼間4時間以上介護、又は看護している場合			12	
	同居以外	「同居親族の介護・看護」指数より1点減算する		11〜19	
災 害 復 旧	火災等による家屋の損傷その他災害復旧のため保育が必要な場合			20	
求 職 中	求職活動のために昼間外出を常態としている(起業準備を含む)		生計中心者	9	90日
			その他	7	

1. 基本指数(保護者の状況)					
類 型	細 目		指 数	保育を利用 できる期間	
就労 内定・ 就労 拡大	月20日以上 (週5日以上)	7時間(週35時間)以上の就労を常態	20		
		6時間(週30時間)以上の就労を常態	19		
		5時間(週25時間)以上の就労を常態	18		
		4時間(週20時間)以上の就労を常態	15		
	月16日以上 (週4日以上)	7時間(週28時間)以上の就労を常態	18		
		6時間(週24時間)以上の就労を常態	17		
		5時間(週20時間)以上の就労を常態	15		
		4時間(週16時間)以上の就労を常態	13		
	月12日以上 (週3日以上)	7時間(週21時間)以上の就労を常態	16		
		6時間(週18時間)以上の就労を常態	14		
		5時間(週15時間)以上の就労を常態	12		
4時間(週12時間)以上の就労を常態		11			
上記以外で月48時間以上の就労を常態		10			
就学 技能 習得	昼間、次に定める学校等への通学 または通所を常態とする場合 ①学校教育法(昭和22年法律第 26号)に定める学校 ②国、東京都もしくは市町村が 設置する職業訓練施設また はこれに準ずる技能施設 ③就労または事業開始に必要 な資格または技能の習得の ための専修学校	月20日以上 (週5日以上)	7時間(週35時間)以上を常態	18	必要な期間
			6時間(週30時間)以上を常態	17	
			5時間(週25時間)以上を常態	16	
			4時間(週20時間)以上を常態	13	
		月16日以上 (週4日以上)	7時間(週28時間)以上を常態	16	
			6時間(週24時間)以上を常態	15	
			5時間(週20時間)以上を常態	13	
			4時間(週16時間)以上を常態	11	
		月12日以上 (週3日以上)	7時間(週21時間)以上を常態	14	
			6時間(週18時間)以上を常態	12	
			5時間(週15時間)以上を常態	10	
			4時間(週12時間)以上を常態	9	
		上記以外で月48時間以上の通学又は通所を常態		8	
社会的 養護	社会的養護が必要な場合		40		
不存在	父または母が死亡、離婚、その他の状況により不存在と認められる場合		20		
上記の掲げる事項以外の事項で、特に保育が必要と認められる場合			6～20		

《注意点》

【類型(就労)】

- 「就労」には、産休・育休取得者を含みます。
- 「就労時間」は、休憩時間を除いて、就労している時間です。
いずれの「就労」においても、月48時間以上の就労が条件となります。
- 自営業以外の方は就労証明書の就労時間中に労働基準法の休憩時間(就労時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間)を取得しているとみなし、休憩を除いた時間を就労時間とします。

【類型(親族の介護・看護)】

介護・看護している親族が要介護3～5、身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度以外の方は、「上記以外の者を週3日以上かつ昼間4時間以上介護し、又は看護している場合」と同等とみなします。

【類型(就労内定)】

- 就労中で就労日数・時間の増加予定の方については、「就労」か「就労内定」のどちらかで指数を付けます。
- 就労内定に掲げる内定条件以外の就労内定の方については、求職中で利用調整いたします。

【育児休業・育児短時間勤務を取得している場合】

- 「育児休業」は育児・介護休業法に基づく休業をいい、基本指数は「就労(類型)」となります。なお法律に基づかない育児休業は、基本指数「求職中」とします。確認のため、育児休業給付金等の証明書の提出を依頼する場合があります。
- 育児短時間勤務を取得し、月48時間以上の就労を常態としている場合は、取得前の就労時間により指数付けを行います。

2. 調整指数		
区 分	要 件	指 数
保護者 単位	① 3か月以上(月48時間以上の)就労を継続している場合(注1)	1
	② 転入予定がない区民以外の入所申込みで、父または母の勤務地が中野区内にある場合(注2)	-4
	③ 転入予定がない区民以外の入所申込みで、父または母の勤務地が中野区内にない場合(注2)	-8
	④ 中野区民で保護者が保育所等(認可保育所・区立保育室・認定こども園・地域型保育事業)において保育士又は保育教諭として週30時間以上の就労している場合又は就労内定の場合 ※転園申込みには適用しない	3
世帯 単位	⑤ ひとり親世帯(死亡、離婚、未婚)	3
	⑥ ひとり親に準ずる世帯(行方不明、拘禁中、離婚調停中、単身赴任等)	1
	⑦ 生活保護世帯	2
	⑧ 転入予定者として入所申込みをしている世帯	-1
	⑨ 3か月以上保育料を滞納している世帯	-8
児童 単位	⑩ 年齢上限のある区内の認可保育所・地域型保育事業からの転園(最終年齢クラス在籍児童のみ)	5
	⑪ 現在、兄弟姉妹が複数園にわたって入所していて、他の兄弟姉妹が現に利用している保育所等への転園により同一園とする場合(注3)(注6)	2
	⑫ 兄弟姉妹が既に入所している園に入所申込みをする場合(兄弟姉妹の在園中のみ)(注3)(注6)	2
	⑬ 区内認可保育施設に在園していないきょうだいと同時に申請する場合(注6) ※転園申込みには適用しない ※調整指数⑪・⑫と重複しない	1
	⑭ 認可外保育施設等(認証保育所、ベビーホテル、社内託児所(地域型保育事業除く)、ベビーシッター(都道府県知事等に届け出のある事業)、幼稚園、一時保育等)を有料で月48時間以上利用することを常態としている場合 育休復職日、または就労開始日がわかる証明書の提出も必要です。 ※保護者が育休・求職中は加算しない ア.引き続き預けている期間が締切日時時点で6か月以上	2
	⑮ イ.引き続き預けている期間が締切日時時点で3か月以上	1
	⑯ 認定こども園(幼稚園の利用)在園児で、引き続き同じ認定こども園(保育園の利用)の利用を希望する場合	20
	⑰ 出産休暇・育児休業取得により中野区の保育所等を一度退園し、退園した児童と育児休業にかかわる児童が、退園(月の末日)から1年以上経過した後の期間に対して、保育所等の入所申し込みを同時に行う場合。 ※ただし加算は、入所を希望する月より1年以内に限る。(注4)	5
	⑱ 社会的養護が必要な場合	1~20
	⑲ 集団保育が可能な障がい児の場合 (障害者手帳がある場合)	2
	⑳ 申込み児童が多胎児の場合で、当該児童に係る利用申込みが当該多胎児の全員について同時に申込みしている場合 ※転園申込みには適用しない	1
	㉑ 当該児童の保護者が希望する保育所等の利用ができない場合において、育児休業の期間の延長を許容できるとき。(注5)	-40
	㉒ 区長が特に配慮を必要と認める場合	1~40

注1 就労証明書(区様式) 項目7の就労実績を基に判断いたします。また、申込み時に提出する就労証明書の契約開始日が締切日時時点で3か月以上経過しない場合で、前職がある場合はP11に記載のあるとおり、退職日がわかる書類の提出がある場合は加点の対象となります。なお、前職の退職日と現職の就労開始日が連続している場合のみ加点の対象となります。

注2 認定こども園みずのとうの選考時において減点はありません。また、徳田保育園においては、練馬区居住者からの申請である場合のみ減点はありません。

注3 4月1次できょうだい一人が内定して、もうひとりのきょうだいを4月2次で申込み場合、内定している児童はその時点ではまだ在園していないため、4月2次で申込み児童の指数に適用されません。

注4 加点期間は、入園希望月から1年以内となります。(例) 2025年4月入園申込みをした場合、2026年2月入園申込みまで加点します。

注5 調整指数に関する申立書(区様式)

中野区では、平成31年2月7日付厚生労働省の通知「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」を踏まえ、『調整指数に関する申立書』を入園申込み書類一式とともにご提出いただくことで合計指数を大幅に減点する取り扱いを導入しております。^(※) 申立書を提出したとしても、指数が下がった状態で利用調整(選考)に掛かるため、入園を希望された保育所等に空きがあったときには利用承諾(内定)となる場合がありますのでご注意ください。利用承諾になった場合、保留通知は発行できません。

※ 保育所等に申込みいただく際、育児休業の延長を希望される場合でも「保育の必要性を確認できる書類」は必要になります。

注6 4月1次選考の場合は1月最初の営業日時点、それ以外の選考月は締切日時点の申請状況により判断します。

3. 同一指数児童の優先順位

1	中野区民(中野区へ転入予定の場合を含む。)である児童
2	基本指数の高い世帯
3	ひとり親世帯(ひとり親に準ずる世帯も含む)に属する児童
4	生活保護世帯に属する児童
5	多子世帯(当該児童のほかに就学前の児童がいる場合に限る。)に属する児童
6	中野区に転入後も自宅から2km以上にある区外の保育所等に引き続き通園し、区内の保育所等に申込みしている児童
7	保護者の基本指数(類型)により、(1)疾病・負傷・障がい (2)介護・看護 (3)就労・就労内定・就労拡大 (4)その他とする
8	所得割課税額が低額の世帯に属する児童

【調整指数(特例)】

- 1 中野区民が区外の保育所等に通園し、翌年度引き続き通園ができない場合は5点加点いたします。
- 2 中野区に転入後も自宅から2km以上にある区外の保育所等(認可保育所)に引き続き通園している場合は2点加点いたします。

【同一指数世帯の優先順位】

「所得割課税額が低額の世帯に属する児童」の階層と保育料は以下のとおりです。

- 2026年8月入所の利用調整までは、2025年度区民税を適用
- 2026年9月入所の利用調整からは、2026年度区民税を適用

※この基準で保育所等とは、認可保育所・認定こども園(保育園的利用)・地域型保育事業を指します。

※利用調整における転園は区内の認可保育施設から区内の認可保育施設へ移ることを指します。

※保育所等利用調整基準は毎年見直しをしています。変更がある場合は、中野区のホームページや2026年8月発行予定の「中野区保育所等のご案内」でお知らせします。



区外の保育所の申込みや区外からの申込み方法

▶ 中野区外の保育所等を申込み方

■ 中野区からの転出に伴い区外の保育所を申込み場合

原則申込書類の提出先は、入所を希望する保育所のある自治体になります。

申込み先の自治体が指定している必要書類を揃えたうえで、直接申込先自治体にご提出ください。

中野区に対して、区外の保育所を申請している旨を報告する必要はありません。

お子様が中野区の保育園に在園している場合、転出日までに退園届（区様式）のご提出をお願いいたします。（詳細は、P37）

■ 区外の保育園に申込み場合（区外への転出予定なし）

中野区で教育・保育給付支給認定を受ける必要があるため、申込書類の提出先は、**中野区役所保育入園係**になります。

下記書類をご準備のうえ、申込先の自治体が指定している締切日の**5営業日前までに必ずご提出ください。**

・申込先の自治体が指定している必要書類一式

・教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書（中野区様式）

※お子さんの年齢等により申込みを制限していることがあります。必ず申込先の自治体にご確認ください。

※申込み児童が保育所等に在園している場合、転園申込みとして取り扱います。

P38に記載されている「転園」の注意事項（4）から（6）をご了承のうえ、申込みください。

※中野区内の保育所等と並行して申請して、区外の保育所等への入所が決まった場合、申請有効期限が残っている場合であっても入所月翌月以降の中野区の保育所等への入園・転園申請は無効となります。また、中野区内の保育所等への入所が決まった場合は、申請有効期限が残っている場合であっても入所月翌月以降の区外の保育所等への申請は無効となります。

▶ 区外から中野区の保育所等を申込み方

■ 中野区へ転入予定のある方

原則申込書類の提出先は、**中野区役所保育入園係**になります。

中野区が指定している必要書類をそろえたうえで、締切日までに必ずご提出ください。

●入園が内定した場合、必ず入園月前月の最終営業日までに転入（住民登録の異動）手続きと中野区民としての支給認定申請手続きを行ってください。手続きを行わない場合は入園内定を取り消します。

●入園できなかった場合

中野区に転入後も引き続き区外の認可保育所等の入園を希望される場合は、継続通園の申し込みが必要です。

■ 中野区へ転入予定のない方

中野区が指定している必要書類をそろえたうえで、**お住まいの自治体（保育所等入園に関する事務を担当する部署）**へご提出するようお願いいたします。お住まいの自治体が事務手続きを行ったうえで、中野区に書類が送付されてきます。中野区の指定している締切日までに書類が到着しないと入所選考にはかかりませんので、余裕をもってお住まいの自治体にご提出するようお願いいたします。

原則、中野区に転入予定のない方が申込できる児童は、**3～5歳児クラス**の児童になります。

（4月入園の場合、2次の利用調整からの選考対象になります。）

ただし、特例として下記表の保育園については0～2歳児クラスでもお申込みすることができます。

施設区分など	申込み条件	備考
徳田保育園	練馬区民の方	4月入園は2次利用調整から対象
認定こども園 みずのとう	なし	事前見学・留意事項チェックシート（園にて配布）の提出が必要

4月入園の出生前申込みをされる方へ

4月入園申込みに限り、出生前のお子さんについて仮申込みができます。

ただし、生まれた日は0として、57日目（4月1日）になるため、2026年2月3日までに生まれたお子さんが2026年4月入園の対象となります。

申込みは2ステップあります。2ステップ目の申請忘れがないようご注意ください。



1ステップ

申込必要書類 締切日 1次：10月31日（金） 2次：2月10日（火）

※申込み必要書類は本書 P9～11 をご確認ください。下記表の書類で全てではありません。
出生前申込みも電子申請（Logo フォーム）で提出することができます。

書類名	書類の注意事項
教育・保育給付支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書	申込みのお子さんについては、 ・氏名は、氏のみご記入ください。 ・生年月日に、出産予定日を記入してください。
家庭状況書	子どもの健康・発育状況欄については、未記入となります。
母子手帳のコピー	出産予定日が記入してあるページのコピーをご提出ください。



2ステップ

申込必要書類 締切日 出産後2週間以内

提出書類名	詳細
出生後届出書	子どもの健康・発育状況を記入してください。

- ★区外から転入予定でお申込みの場合は母子手帳の出生届出済証明のあるページのコピーもあわせてご提出ください。
- ★出産されても上記書類の提出がない場合は、通知書等の発行ができませんのでご注意ください。
- ★お子さんの健康状態により看護師の面接が必要な場合は、面接後に結果発送いたします。
- ★2026年2月17日（火）までに誕生日やお子さんの健康状態が確認できない場合は、入園の内定が取消しとなります。
- ★就労要件でお申込みの方で、産後休業後に育児休業を取得された方は、「育児休業期間証明書（区様式）」、復職された方は、「復職証明書（区様式）」を1か月以内にご提出ください。

《出生後届出書は下記二次元コードより提出できます》



延長保育

1. 区立保育所の延長保育

	月額利用	日額利用
延長保育時間	1時間延長（19時15分まで） 18時16分から19時15分までの1時間延長保育（補食あり）	1時間延長
利用可能年齢	満1歳以上（満1歳に達した翌月から利用対象。ただし1日生まれのお子さんは当月から利用可）	
利用条件	1. 保護者が、常時週3日以上、勤務時間等により18時16分以降も保育が必要で、他の親族等が保育を行うことができない場合 ※上記のことから、求職中・育休中は延長保育をご利用できません。 2. その他区長が特に必要と認める場合 【勤務時間変更予定による申込み】 勤務時間変更となった翌月からの利用対象となります。勤務時間変更となった初月は、日額利用をご利用ください。	○急な残業等就労を理由として、18時15分のお迎えに間に合わない時、1日単位でご利用いただけます。 ○利用可能な人数は各園の月額利用の定員のうち、当日の利用に空きがある人数を限度に各園で定めます。
申込み方法	利用希望月の書類提出締切日までに、次の①②を保育入園係へご提出ください。 ①教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書（区様式） ※必ず上記様式の「保育を希望する利用時間」の該当項目にチェックをお願いいたします。 ②保護者の就労（内定）証明書（区様式）。 18時16分以降も保育が必要であることが確認できる証明が必要です。シフト表等勤務実績を確認できる書類をご提出いただく場合もあります。	在園している保育所等に、直接申込みください。
決定方法	「延長保育利用調整基準」（P34）に基づき、延長保育の必要性が高い方から決定しますが、各園とも定員制となっていますので、空きがない場合はご利用いただけません。 ※利用保留の場合、申込書類は教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書受理日から6か月間有効ですので、毎月申込みをする必要はありません。	在園している保育所等で決定します。
延長保育料	P25をご覧ください。	
延長保育利用ができない場合	次に該当する方は、利用対象外となりますので、延長保育利用解除申出書（区様式）をご提出ください。 ○保護者の利用条件に該当しなくなったとき ○育児休業中 ※なお年1回、または必要に応じて延長保育継続の必要性について調査を行います。 ※再度、延長保育が必要になった場合は、再申込みしていただくことになります。	

申込み締切日および結果発送日

利用希望開始月 ※1日から利用可能		申込み締切日 (区役所 17:00 必着)		結果発送日
		延長保育		
10月		9月8日(月)		9月19日(金) ※1
11月		10月8日(水)		10月20日(月) ※1
12月		11月10日(月)		11月20日(木) ※1
2026年 1月		11月21日(金)		12月19日(金) ※1
2月				1月7日(水) ※1
3月		12月26日(金)		1月7日(水) ※1
4月	1次	1月9日(金)		1月30日(金) ※2
	2次	2月20日(金)		3月10日(火) ※2
5月		4月10日(金)		4月20日(月) ※1
6月		5月8日(金)		5月20日(水) ※1
7月		6月10日(水)		6月19日(金) ※1
8月		7月10日(金)		7月17日(金) ※1
9月		8月10日(月)		8月20日(木) ※1
10月		9月10日(木)		9月18日(金) ※1
11月		10月9日(金)		10月20日(火) ※1
12月		11月10日(火)		11月20日(金) ※1

※1「利用保留通知」は利用希望した月最初の月のみ結果を文書で送付します。

(申込書類は申請を受理した日から6か月間有効です。)

※2 申込み者全員に発送します。

延長保育利用調整基準 { 区立保育所 }

1. 基本指数		
類 型	細 目	指 数
就 労	月20日以上(週5日以上)	20
	月16日以上(週4日以上)	18
	月12日以上(週3日以上)	16
特 例	上記事項以外で、延長保育が必要と認められる場合	9～20

2. 調整指数		
区 分		指 数
ひとり親世帯およびこれに準ずる世帯		2
生活保護世帯に属する児童		2

※同一指数になった場合、P30の表「3. 同一指数児童の優先順位」に従い、選考を行います。

2. 私立保育所・認定こども園・地域型保育事業の延長保育

入園決定後、直接、施設等に申込みください。

○延長保育時間、延長保育受入年齢等は、『保育所等一覧』(P17～20)をご覧ください。

○各施設の延長保育の状況については、施設に直接ご確認ください。

○延長保育料は、各保育所等が個々に決めており、直接保育所等に支払いとなります。

○認可居宅訪問型保育事業では延長保育を行っていません。



認可保育所等に 在園している方

問い合わせ先 教育・保育支給認定係(☎03-3228-5793)

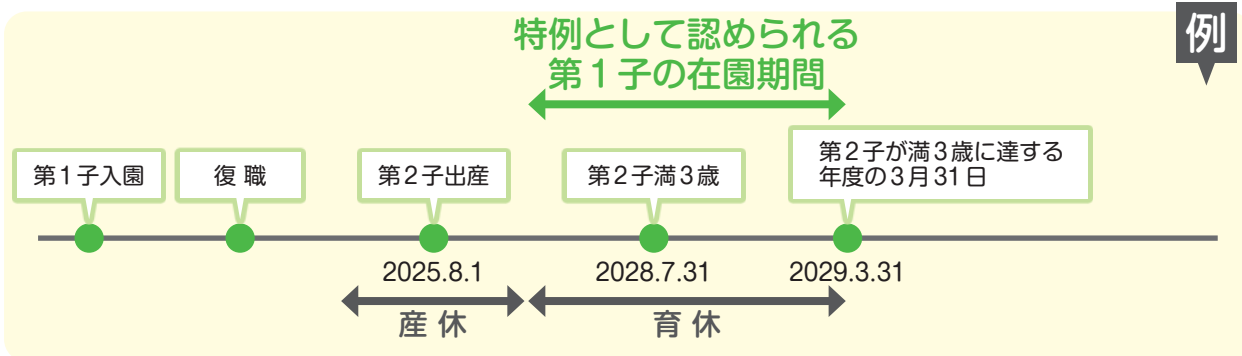
上のお子さんの在園中に下のお子さんの育児休業を 取得するとき

▶ 上のお子さんの在園を継続する場合

【注】「育児休業」は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業をいいますので、自営業や会社役員の方の育児休業は原則認められません。

育児休業は、育児を行うためのものであり、その対象となるお子さんのほか、育児休業に先立つ産前産後休業の開始前に既に保育所等に在籍しているお子さん（上のお子さん）についても家庭での育児が可能となります。

しかし、保護者の事情や児童福祉の観点から、**下のお子さんの産前休業開始日より前に上のお子さんが入所した場合は、特例として保護者が育児休業中に限り、下のお子さんが満3歳に達する年度の3月31日まで上のお子さんの在園を認めています。**



※育児休業を取得する場合は、出産日以降に作成された「育児休業期間証明書（区様式）」または「就労証明書（区様式）」をご提出ください。また、復職されましたら、1か月以内に「復職証明書（区様式）」（証明日が復職日以降のもの）をご提出ください。

※下のお子さんの育児休業から復職せずに退職（転職）する場合は、退園となることがあります。

※育児休業中に転園した場合、転園した日の翌月1日までに復職が必要になります。詳細はP38をご確認ください。

▶ 下のお子さんの育児休業取得に伴って上のお子さんは一度退園する場合

以下の①、②のいずれにも該当する場合は、きょうだいを同時に中野区内の認可保育所等を申込みする際、指数に加算があります（P29「2. 調整指数」の表を参照）

①下のお子さんの産前産後休業・育児休業取得に伴い中野区の認可保育所等を退園し、退園してから1年以上経過した後の期間に認可保育所等を希望する場合

②育児休業の終了に伴い退園した上のお子さんと下のお子さんが同時に中野区内の認可保育所等申込みする場合

※①の「産前産後休業・育児休業の取得に伴い退園した」かの確認は、退園届（区様式）の退園理由で確認しております。**指数の加算を希望する場合は、退園届の「育児休業取得（中）のため」にチェックをしてください。**

休園（保育の停止）

お子さんの傷病や里帰り出産のため、一時的に保育所等へ通園できないことが明らかな場合、休園届等を提出することで休園することができます。休園の期間は欠席として扱われず、保育料が免除されます。そのため、**事前申請が必須**の手続きとなります。提出期限までに申請が無い場合は遡っての休園（保育料の免除）はできません。休園の間中はいかなる理由があっても通園できません。

(1) 提出書類

- ① お子さんの傷病により、一時的に保育所等へ通園できないことが、医師の診断書により明らかな場合
 - ・ 休園届
 - ・ 医師の診断書または入院・療養等に関する計画書等の写し
- ② 里帰り出産により、一時的に保育所等へ通園できない場合
 - ・ 休園届
 - ・ 母子手帳（保護者氏名と出産予定日が記載されているページ）のコピー

(2) 提出期限

休園する月の前月の最終営業日17時まで

(3) 休園期間

月の初日から1カ月単位。最長で2カ月。

(4) 提出方法

- ① 窓口の場合：中野区役所3階 子ども総合窓口にご提出ください。
- ② 郵送の場合：〒164-8501 中野区中野4-11-19
中野区役所 保育園・幼稚園課 教育・保育支給認定係 行



退園

以下の場合には退園となります。

- 育児休業中に入園後、翌月1日までに元の職場へ復職しないとき（P14）
- 求職中の要件（就労内定を除く）で入園後、90日以内に就労の開始ができない場合
- 就労内定・就労拡大で入園決定後、入園月の末日までに申込時と同じ条件で就労開始ができない場合
- 利用承諾期間が満了した場合（妊娠・出産の事由で入園した場合等）
- 家庭での保育が可能になったとき
- 支給認定期間中に保育の必要性の事由がなくなった場合
- 保育所を利用しない期間が2か月に達したとき
- 幼稚園や認可保育所等に二重在籍となる場合

※中野区認可保育所等に在籍しながら里帰り先の保育所等に在籍する場合も含みます。

この他、在園要件に該当しない場合が生じた際は退園となります。

退園手続き

退園届（区様式）を教育・保育支給認定係へ退園する月の最終営業日までに提出してください。

※退園届が提出されない場合は、提出のあった月までの保育料は納めていただきます。

point



退園届の提出は
こちらから
電子申請できます。



転出

中野区外に転出する場合は原則退園となります。

転出日までに退園届（区様式）を提出してください。転出日の属する月末をもって退園となります。

転出日は転出届に記載する異動年月日の前日（他区市町村への転入日の前日）です。

▶ 転出日の翌月1日以降も、現在の園に引き続き通うことを希望する場合

上記に加えて、下記①～③の手続きが必要です。

注 保育料を滞納している方、求職中の方は転出後に引き続き通園することはできません。

①退園届にて「転出した後も区外から現在の保育園に通うことを希望する」にチェックしてください。

②転出日より前に、転入先の区市町村保育課に連絡をとってください。

その際に、転入後も引き続き中野区の保育園に通いたい旨を伝え、必要書類・提出期限等の説明を受けてください。

③転入先の区市町村保育課で、引き続き通うため（継続通園）の申し込みを行ってください。

転園

(1) 申込みおよび利用調整

入園した翌月の転園から申込みができます。新規入園希望者と同様に利用調整を行います。

(2) 申込みに必要な書類

新規入園申込みに必要な書類（P9～11）と同様の書類をご提出ください。

(3) 書類提出締切日および書類提出先

原則、電子申請で申込みください。

締切日は新規入園の書類提出締切日と同じです。（P7）

(4) 下の子の産前産後休業中に転園を希望する場合

転園が成立した月の1日時点で産前産後休業中であれば、産後休業終了の翌日に復職が必要となります。（申し込み時点では産前産後休業の期間でなかった場合も含む）

復職をされない場合や育児休業を取得する場合は、退園となります。産後休業から一度復職した後、育児休業を取得する場合も同様に退園となります。

(5) 下の子の育児休業を取得中に転園を希望する場合

転園が成立した場合は転園した月の翌月1日までに復職が必要になります。

ただし、在園児が年齢制限のある認可保育所・認証保育所から転園した場合は復職を求めません。（最終クラス在籍児童のみ、最終学年の5月以降の転園申請から適用されます）

きょうだい同時に申し込んだ場合に、上のお子さんのみ転園が決まり、下のお子さんの入園が決まらなかった場合でも復職が必要となります。きょうだい同時申込み条件（P12）を確認のうえ、申請してください。

(6) その他注意事項

- 一度承諾された転園は、次に入園する方が決まっているため、転園前の保育所等に戻ることはできませんのでご注意ください。
- 認可保育所と地域型保育事業および認定こども園間の異動も、「転園」扱いになります。
- 転園の場合も、新しい保育所等になじめるよう、慣れ保育があります。
- 転園先保育所で延長保育を希望する場合は、転園申込みと一緒に延長申請が必要です。（P33～34）

point



入園・転園の申込み

電子申請でも
申込みできます。





認可保育所等に関する 共通事項

問い合わせ先 運営支援係(☎03-3228-8940)

支援を要するお子さんの保育

保育所等では、各園1～5名の範囲内で疾病や障がいのあるお子さんやお友達との関係づくりが苦手なお子さんなど支援を要するお子さんを受け入れています。

入園申請の際には、集団保育可能との診断書の提出をお願いすることがあります。疾病や障がいの程度により集団保育が困難と診断されたお子さんは入園できない場合があります。

- 家庭状況書には、既往歴や発達上の心配とともに、すこやか福祉センターへの相談や療育センターの通所状況、身体障害者手帳および愛の手帳の取得についても、必ずご記入ください。
- **お子さんの状態により、利用調整前に保護者の方とお子さんに区役所に来ていただいて面接をすることがあります。**
- 先天性疾患や慢性疾患のために定期的に受診している場合は、運動制限の確認のために『乳幼児生活管理指導表』や診断書等を提出していただくことがあります。文書料は自己負担です。
- 看護師の配置については、各保育所等にご確認ください。

入園申込み時

保護者からの申出、家庭状況書を確認し、面接が必要になりましたら、看護師が連絡をいたします。

面接

看護師、保育士等がお話をお聞きし、お子さんの様子を観察します。
《慢性疾患や先天性疾患がある場合》『乳幼児生活管理指導表』をお渡しします。
主治医に保育中の運動制限の有無について『乳幼児生活管理指導表』を作成していただき、入園後提出してください。

保育判定会

面接の結果と、『乳幼児生活管理指導表』、診断書等で運動制限の有無や集団保育実施の可否、支援の要否を判断します。

(保育審査会)

集団保育が困難と判断した場合は、医師等で構成する審査会の意見を聞いて保育の実施の可否を決定します。

利用調整

希望する各保育所等の空き状況や受入れ体制等により調整させていただきます。

入園時健康診断

入園が決定した保育所等で面接および入園時健康診断を行います。
《慢性疾患や先天性疾患がある場合》『乳幼児生活管理指導表』を保育所等に提出していただきます。

※お子さんの状況によっては、中野区医師会総合嘱託医からの意見が利用調整に反映されることがあります。
また、総合嘱託医と面談を受けていただく場合があります。それにより、入園が遅れることがあります。
施設での保育が難しい障がい・疾病のあるお子さんについては、認可居宅訪問型保育事業を利用できる場合があります。詳しくは「認可居宅訪問型保育事業（P40）」をご覧ください。

医療的ケアが必要なお子さんの保育

区立沼袋保育園、区立白鷺保育園、区立本町保育園では、医療的ケアが必要で、かつ集団保育が可能な中野区在住のお子さんを対象に、医療的ケア児受け入れ枠（各園定員1名*）を設け、保育を行います。入園選考（利用調整）は、医療的ケア児受け入れ枠に空きがある場合に行います。また、対象は1歳児クラス～5歳児クラスのお子さんです。

◎対応できる医療的ケア

- (1) 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）および排痰介助としての定時薬液吸入・気管切開部の管理
- (2) 経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）
- (3) 定時の導尿

*上記以外の医療的ケアにつきましては、運営支援係へご相談下さい。

◎保育を行う日・時間：月曜日から金曜日 8：30～17：00

◎医療的ケア児の入所までの手続き

入園申請→書類審査→入園前面接および健診の実施→審査会→入園受入可否の決定

※2026年4月より各園定員2名となります。

認可居宅訪問型保育事業

中野区では、障がいや疾病等により、集団保育が著しく困難な乳幼児のお子さんに対し、ご自宅に保育者を派遣し1対1で保育を行う認可居宅訪問型保育事業（地域型保育事業）を行っています。

◎対象となるお子さん

主に中重度の肢体不自由児、知的障がい児、重症心身障がい児で、医療的ケア（口鼻腔吸引、経管栄養（経鼻栄養、胃ろう、腸ろう）、酸素等）を必要とし、概ね障がいの程度が身体障害者手帳の1・2級または東京都愛の手帳の1・2度に該当する1・2歳児のお子さん（0歳および3～5歳児は要相談）。

※お子さんの症状を確認するための書類（医師の診断書等）の提出が必要となります。

※上記医療的ケア以外のお子さん（例：気管切開、人工呼吸器など）については、事業者までお問い合わせください。

◎保育時間

曜日：月曜日～金曜日（祝日および年末年始を除く）

時間：午前8時～午後6時までの最長8時間 ※延長保育は行いません。

※気管切開または人工呼吸器を使用している呼吸器系疾患のあるお子さんについては、保育時間が週12時間程度になる場合があります（一例：1日3時間 × 週4日）。また、保育中にご家族の在宅をお願いする場合があります。お子さんの体調によりますので、詳しくは事業者までお問い合わせください。

◎食事

給食の提供はありません。保護者の方に用意していただき、保育者が食事介助します。

◎保育料

P25の「1. 保育標準時間認定の保育料」をご覧ください。

※保育料の他、保育に必要な実費（保育者の交通費等）がかかります。詳しくは保育運営事業者にお問合せください。

◎保育運営事業者

特定非営利活動法人フローレンス（03-6811-0907）

事業名：障がい児訪問保育アニー（ホームページ<https://annie-hoiku.jp/>）

◎利用申込み

事前に上記事業者へご相談のうえ、利用申込みをしてください。

食物アレルギー

保育所では、食物アレルギーに対する給食の対応については、医師の指示に基づき、ご家庭と保育所とが共通理解をした上で、保育所としてできる限りの協力をしています。

区立保育所以外の保育所等（私立保育所・認定こども園・地域型保育事業）では対応方法が若干異なりますので、各保育所等へお問合せください。

区立保育所の食物アレルギーの対応方法は、以下のとおりです。ご協力とご理解をよろしくお願いします。

区立保育所における食物アレルギー対応基準

給食での対応

区立保育所の食物アレルギー対応については、中野区医師会の指導により安全を第一として、医師より除去の指示がある間はすべて除去し、完全に解除されてから提供する対応を行います。

区立保育所では、「鶏卵」「牛乳・乳製品」については、除去または代替給食を提供します。ただし、製造ライン上の混入に配慮が必要な場合や原因となる食物が「鶏卵」「牛乳・乳製品」以外の場合、また、「鶏卵」「牛乳・乳製品」を含め複数ある場合は、給食提供が困難なため、弁当を持参していただきますのでよろしくお願いします。

離乳食は基本的に代替食品を使用した給食対応とします。

個別に弁当を持参いただいた場合であっても、保育料の免除や減額はできません。

入園申込み時

現在も食物によるアレルギーがあることを家庭状況書に記入してください。

面接

アレルギー食品が鶏卵と牛乳・乳製品以外にある場合、またはアナフィラキシーを起こした経験がある場合は区役所で面接を行います。
検査結果がある場合はお持ちください。

保育所連絡

区役所より保育所等利用承諾通知書が届きましたら、承諾された保育所に連絡し、『食物アレルギー給食対応申込書』『アレルギー疾患生活管理指導表』を受け取ってください。
医療機関で、『アレルギー疾患生活管理指導表』、アレルギーのために保育所で与薬が必要な場合は『与薬内容指示書』を記入してもらってください。

保育所面接

入園が承諾された保育所で面接を行います。その際には、『食物アレルギー給食対応申込書』『アレルギー疾患生活管理指導表』をお持ちください。

入園

給食対応

1. 区立保育所での対応

▶ 保育所の給食

乳幼児期は子どもの心と体が大きく成長する時期です。子どもたちの成長に合わせ、一日の活動と成長に必要な栄養素をバランスよく取り入れ、安全でおいしい給食を提供しています。

旬の食材を取り入れ季節感を出したり、行事食を取り入れたりと、献立にも工夫を凝らしています。

また不足しがちな野菜や、魚を献立に多く取り入れています。

給食は手作りを基本とし、食品の持ち味を生かすために薄味にしています。だしは、昆布・煮干しなどでとっており、化学調味料は使用していません。合成保存料や着色料など、添加物の含まれている食品は使用しないように心がけています。おやつは保育時間に考慮し、ボリュームのあるもの（パン・麺類・おにぎりなど）も多く取り入れています。なお、給食は食べ慣れない料理や食材も繰り返し体験できるように、2週間のサイクルメニューで実施しています。

離乳食は、その時期の赤ちゃんのそしゃく力にあわせた形態で、ゆっくり進めていきます。

給食で使用する食材は、食物アレルギー予防の観点から、ご家庭で2回試していただいてから保育所で開始します。

0歳児の受け入れのない園（鍋横、昭和）ではミルクや離乳食の提供はできません。また、受け入れ年齢が57日目以外の園（丸山、野方）では、提供できる離乳食が園によって異なりますので、直接保育園におたずねください。

▶ 給食に関する放射能対策

2012年4月から国が定めた新たな基準値に従って各産地における検査体制が強化され、そのもとで出荷制限等が実施されています。食品衛生法にもとづく規制・監視等も行われています。また、東京都では、出荷制限対象品目等が都内の卸売市場をとおして出回ることを防ぐ体制をとっています。

そのため、中野区の保育所等では、安全性確保の手立てとして、都内の市場を通った食材を使用することとし、国や各都道府県が公表している各地域の農産物等の放射性物質検査結果を日常的に把握し、それを踏まえて給食食材の選定を行っています。

こうした手立てにより、保育所等で提供する給食については安全性を確保していますので、現在、給食食材に含まれる放射性物質を区独自には測定していません。

▶ 宗教上の理由による給食の配慮

宗教上の理由により食べられない食材があるお子さんについては、食べられない食材が入った料理（メニュー）の場合は家庭より弁当を持参していただきます。

2. 私立保育所・認定こども園・地域型保育事業での対応

各保育所ごとに対応が異なります。詳細は各保育所等にお問合せください。



認可外保育施設等について

中野区の認証保育所・認可外保育施設

2025年4月1日現在中野区内にある認証保育所と認可外保育施設の一覧を掲載しています。各施設の保育内容・入園等について区は一切関わっておりませんので、各施設へ直接お問い合わせください。

1 認証保育所

「認証保育所」とは、施設・設備・児童1人あたりの面積、職員数など、認可保育所に準じた基準が満たされていることを東京都が認証した保育施設です。中野区の認証保育所等保護者補助金の制度では、東京都内の認証保育所は全て補助の対象施設です。

〈認証保育所の特徴〉

- (1) 全施設において13時間以上の開所を基本としています。
- (2) 施設が保護者から徴収する保育料の上限は東京都が定めています。
月220時間以下の利用の場合、3歳未満児は80,000円（内容変更届により認められた場合は104,000円）、3歳以上児は77,000円（内容変更届により認められた場合は101,000円）が限度額です。
- (3) 施設の種類のA型とB型の2種類があります。主な違いは以下のとおりです。

区分	A型	B型
対象児童	0～5歳	0～2歳
規模	20～120名	6～29名
施設基準(屋外遊技場)	設置(付近の代替場所でも可)	特に規定せず

中野区内の認証保育所一覧

☆以下の情報は変更になる場合があります。また、認証保育所は今後廃止や認可保育所へ移行する可能性があります。廃止や移行予定の施設情報は中野区のホームページに掲載しますので、そちらをご確認ください。

名称	所在地	類型/定員	年齢	電話	保育時間	月ぎめ保育料 (160時間・0歳児の場合)
幼保園シャローム 新中野	本町 6-15-17	A/32	0～5歳児	3382-7893	7:00～20:30	63,000円
ピノッキオ保育園	中野 2-1-7	B/24	0～2歳児	3380-3106	7:00～20:00	65,000円
エンゼル保育室	中野 5-22-7	B/18	0～2歳児	3319-0419	7:30～20:30	60,000円
龍の子保育室	若宮 1-37-5	B/24	0～2歳児	3336-6750	7:00～20:00	56,000円
マミーズエンジェル 中野白鷺保育園	白鷺 2-7-1	A/36	0～5歳児	3337-8877	7:30～22:00	63,000円
ぼけっとランド 中野坂上	本町 2-1-8 1F	A/40	0～5歳児	5302-2656	7:30～20:30	65,000円
こもれび保育園 中野新橋園	弥生町 2-11-5	A/38	0～5歳児	5352-9009	7:30～20:30	55,000円

2 認証保育所以外の認可外保育施設

中野区が、運営や保育内容が適当かを確認する立入調査を行っており、調査の結果、認可外保育施設の基準を満たしている場合には、その旨の証明書を施設に対して発行しています。2024年度の立入調査の結果は、中野区ホームページでご確認いただけます。

中野区内には以下の施設があり、一部の施設は中野区認証保育所等保護者補助金の対象になります。（詳しい内容は「2025年度認証保育所等保護者補助金のご案内」をご確認ください。）



中野区ホームページ
補助対象一覧



中野区内の認可外保育施設一覧

☆以下の情報は月ごめ地域のお子さまをお預かりする施設の2025年7月1日の情報であり、変更される場合があります。最新の情報は各施設へ直接お問い合わせください。

類型	名称	所在地	電話番号	受入年齢	保育時間 (延長保育含む)	基準を満たす 旨の証明書
ベビーホテル	マ・メール	中野区弥生町 3-34-11 101	6809-9954	0歳～小学校 低学年	24時間	有
	バイリンガルアート 保育ルームFairyTale	野方 4-44-10 2F	3228-5250	0～5歳児	7:45～18:00	有
	ちっちゃな保育園 リトルフェアリー	東中野 1-56-8-102	3371-5121	0～5歳児	7:30～22:00	有
その他認可外 保育施設	アオバジャパン・ バイリンガルプリスクール 中野キャンパス	南台 3-6-17 2F	6380-3218	1～5歳児	8:10～18:00	有
	新中野キリスト教会附属 子どもセンター	本町 6-37-7	3381-6443	2歳児	9:00～13:30	有
	新渡戸文化幼稚園 (子ども園)	本町 6-38-1	3381-1183	1～2歳児	7:30～19:00	有
	※1 東京コミュニティスクール (プレ初等部)	中野 1-62-10	5989-1869	3～4歳	8:30～16:30	無
	のびのびハウス中野	弥生町 6-7-16	6382-6511	0～5歳児	6:40～20:30	有
企業主導型保育所	こもれび保育園 中野坂上園	本町 1-32-24 1F	6383-3833	0～2歳児	7:30～19:30	有
	あかつき保育園	上高田 3-31-3 1F	5942-6290	0～2歳児	7:30～20:30	有
	カメラキッズ東中野園	東中野 1-1-2 1F	6908-6828	0～2歳児	7:30～20:30	有
	保育ルームFelice 中野新橋園	本町 5-24-7-101	6382-5810	0～2歳児	7:30～20:30	有
	こもれび保育園白鷺園	白鷺 2-48-10-101	5356-8797	0～2歳児	7:30～19:30	有
	もしもしのほし 中野保育園	弥生町 1-57-4 1F	5860-8170	0～3歳児	7:30～20:30	有
	木下の保育園 野方	野方 4-22-2 1F	5942-7825	0～2歳児	7:30～18:30	有
	やはた幼稚園附属 やはた保育ルーム	大和町 2-30-3	3330-6311	0～2歳児	7:15～18:15	有
	星の花保育園	江古田 4-43-5	3386-8038	0～5歳児	7:00～18:00	有

※1 東京コミュニティスクール（プレ初等部）は2026年3月31日をもって閉園予定です。

認証保育所などの保護者補助金

2025年度も認証保育所や認可外保育施設にお子さんを預けている世帯に対し、保育料の一部補助を行います。補助金専用のご案内・申請書は以下の場所で配布していますので、補助条件等の詳しい内容はそちらをご確認ください。

〈保護者補助金のご案内・申請書配布場所〉

- 1 区内補助対象施設
- 2 中野区のホームページ内「認証保育所等保護者補助金」で検索（ダウンロードしてください）
- 3 各地域事務所
- 4 中野区役所3階子ども総合窓口

電子申請が可能となりました。申請フォームは、右記の二次元コード先のHPにございます。



中野区ホームページ
認証保育所等保護者補助金



ベビーシッター利用支援事業

2025年度は、東京都が実施するベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）を活用し、0歳児から5歳児の待機児童の保護者等の復職を支援しています。

※利用対象者の条件等は、ベビーシッター利用支援事業利用案内にてご確認ください（産休・育休中の方はこの事業の利用はできません）。

〈配布場所〉

- 1 中野区役所3階子ども総合窓口
- 2 中野区のホームページ内「ベビーシッター利用支援事業」で検索（ダウンロードしてください）

電子申請が可能となりました。申請フォームは、右記の二次元コード先のHPにございます。



中野区ホームページ
ベビーシッター利用支援事業





よくあるご質問

入園・転園申込みについては、ご案内に記載されている内容以外にもよくいただくご質問とその回答を二次元コードからご覧いただけます。



教育・保育給付支給認定

Q 保育標準時間と保育短時間は途中で変更できますか？

- A** 保育を必要とする時間が変更になれば申請できます。変更希望月の前月最終営業日までに、教育・保育給付支給認定申請内容変更届書と教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書をご提出ください。

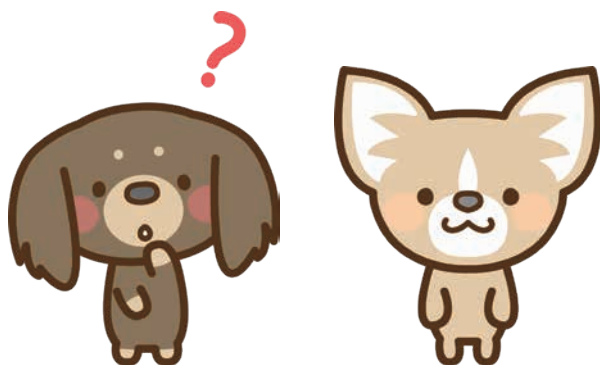
保育所等について

Q 認可保育所の中でも区立と私立ではどんな違いがありますか？

- A** 区立保育所は区が設置し、区採用の保育士が保育をする保育所です。私立保育所は、社会福祉法人や民間事業者、個人が運営する保育所です。両者とも、都および区から認可を受けているため、基本的な保育内容や基本保育料に違いはありません。

Q 認定こども園とは何ですか？認可保育所とどう違いますか？

- A** 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持った施設です。3～5歳クラスの幼稚園的利用とは別に、保育所利用も0～5歳クラスまでであるため、保育所利用に通う方については、他の認可保育所と大きな違いはありません。3～5歳クラスの概ね9時～14時頃までの共通時間は、一緒にクラスで教育・保育を受けます。



入園申込み

Q 親族の自営業を平日は毎日手伝っていますが、給料はもらっていません。「就労」として認められていますか？

A ボランティアや手伝いなど収入を伴わない場合は、「就労」としては認められません。

Q 「求職中」で申込みをしましたが、入園できなかったために、認可外保育施設に預けて就職しました。届け出は必要ですか？

A 区様式による届け出が必要です。「変更届」と「教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書」に変更後の保育を必要とする事由を記載の上、「就労証明書」と「受託証明書」を一緒にご提出ください。

申込み有効期限内に申込み内容に変更が生じた場合は、必ず「変更届」に変更事由を記載の上、関係書類のご提出をお願いいたします。書類提出締切日までに提出があり、内容確認できましたら、利用調整の指数に反映いたします。

Q 4月1次利用調整で希望順位の低い保育所等に決定しました。1次利用調整の決定を確保したまま4月2次利用調整の対象となりますか？

A 1次利用調整の決定を確保したまま2次利用調整の対象とすることはできません。2次利用調整で上位希望の保育所等を希望する場合は、2次利用調整の締切日までに1次利用調整で決定した保育所等の辞退届を提出してください。なお、辞退した後に引き続き保育所の申請をされる方は、改めて申請書類の提出が必要になります。

Q 利用保留通知書が必要です。どのようにすれば発行されますか？

A 保育所等の利用申込みを行った上で、利用保留になった場合に発行します。申込みがない場合には発行ができません。

Q 会社から、区の利用保留通知書では育児休業延長の手続きの必要書類として認められないと言われました。別様式・別文言での発行は依頼できますか？

A 「通知書類の発行について」を提出し、必要とされる書面内容を依頼してください。内容によっては承ることができない場合があります。発行には1週間～10日ほど要します。

Q 認可保育所等の申込みを考えていますが、認証保育所等認可外保育施設や幼稚園も申込みできますか？

A できます。直接各施設に申込みをしてください。認可保育所等と認可外保育施設、もしくは認可保育所等と幼稚園の両方に内定が決まった場合は、どちらかの施設をお選びください。両方に在園はできません。

※認可保育所等の入所を辞退して、認証保育所以外の認可外保育施設に入所した場合、辞退対象月が属する年度末までは、認証保育所等保護者補助金は受給できません。

Q 申込みは早い方が有利ですか？

- A** 早く申込みをされても有利にはなりません。締切日までに提出された書類により、入園の決定をします。
- しかし、提出書類が揃っていないかったり、申請内容に不備がある場合は、利用調整の対象となりません。申請に関してご不安やご心配なことがありましたら、早めのご相談をおすすめします。

**Q 希望園は空きがあるところを申込みば良いですか？
自宅から遠い園でもたくさん希望を書いたほうが入りやすいですか？**

- A** 空き状況に左右されず、毎日通うことを念頭に「入りたい保育所から順番に」記入してください。空きがあっても申込みが多数あった場合は、入れないこともあります。中野区のホームページに載っている保育所の空き状況は変わることがあるため、あくまでも目安として参考にしてください。
- 入園希望園は最多で10か所までご希望いただけます。ただし、実際に通園できる園をお願いします。
- 結果発表後に辞退をされると、他に待っている方の入園の機会を奪うことになります。

Q おすすめの保育所を教えてくださいませんか？

- A** 特定の保育所等を推奨することはできません。ごあんないをお読みになり、希望する保育所等の見学や質問などを行い、よくご検討のうえ、お選びください。

指数

**Q 私の勤務先には育児・介護休業法に基づく育児短時間勤務制度があります。
取得すると不利ですか？**

- A** 利用調整指数は就業規則に基づく勤務時間（育児時間取得前）で決定するため、不利にはなりません。
- ただし、実就労時間は月48時間以上必要です。

育休産休中の申込みについて

Q 育児休業を延長したいのですが、どのように申込みすれば良いですか？

A 育児休業延長のためには、保育所の利用保留通知が必要ですが、何月の通知が必要か、また給付金の申請等各種手続きについては、ハローワークまたは就労先にご確認ください。

Q 現在、第2子妊娠中ですが第1子の申込はできますか？

- A**
- 保護者が就労中(第1子の産休・育休中を含む)の場合、申込はできますが入園時期によって条件が異なります。詳しくはP15をご確認ください。
 - 母が就労をしていない場合や、就労中(第1子の産休・育休中を含む)でも第2子出産後に復職する予定がない場合は、「妊娠・出産」の要件で受付いたします。なお、「妊娠・出産」の要件で入園した場合は、第2子の出産予定月の後2か月までが保育実施期間(=在園期間)となり、保育実施期間の終了を持って退園となります。引き続き保育所等の利用を希望する場合は、改めて新規入園の利用申込みを行ってください。

その他の質問

Q 「中野区保育所等のご案内」を読んでもわからないことはメールで問合せできますか？

A 可能ですが、回答が遅くなる場合がございます。即日回答が欲しい方は電話にて問合せください。
なお、申込みの締切日前後や結果発送日翌日等は電話も混み合い、つながりにくい場合がございます。ご了承ください。

Q 入所を辞退しても保留通知は発行されますか。

A されません。一度入所が承諾されると申請書は無効になります。再度申込みをされたい場合は改めて申請書類一式をご提出ください。



保育園入園 電子申請が できる手続き

認可保育施設の入園・転園申込み



入園・転園申込みの追加・不足書類の提出

教育・保育給付支給認定申請内容の変更手続き
(入園・転園申請中の方)



延長保育利用申込み

入園・転園／延長保育申請の取り下げ・辞退の届出



区外の認可保育施設の申込み

教育・保育給付支給認定の申請
(区外から中野区認可保育園入所を申請した方)



通知書類の発行について

※在園中(転園除く)の手続きに関しては、別フォームがございます。

ミシン目から切り離してご利用ください

中野区保育所等利用申込書類一式

【添付書類】

- ① 教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書（表）
家庭状況書（裏）
- ② ①の記入例
- ③ 保育所等利用申込みに関する確認票
- ④ 就労証明書×2
- ⑤ ④の記入例
- ⑥ 個人番号（マイナンバー）の提供について
- ⑦ 受託証明書

※上記書類のうち①③は必ず提出が必要な書類となりますが、そのほかの④⑥⑦は該当する場合に提出する書類となります。また、本紙へ添付している書類は主なものとなりますので、全ての書類を添付しているわけではありません。世帯の状況によってお申込みの際に必要な提出書類は異なりますので、本紙9ページから11ページをよくご確認の上、必要書類をご準備いただきますようお願いします。

中野区では、原則電子申請での提出をお願いしております。
二次元コード（P.9）から電子申請をすることができます。
電子申請で提出する場合、①③は添付不要です。



教育・保育給付支給認定申請書兼
保育所等利用申込書

□支給認定証の再交付を希望する

申請日				
20	年	月	日	

※事実に基づき、太枠内にもれなく記入してください。

中野区長 宛て

教育・保育給付支給認定及び保育所等への利用について、必要書類を添えて、次のとおり申し込みます。なお、申し込みに当たり、保育所等において保育を受けること及び保育料の決定のために必要とする区が保有する個人情報を利用すること並びに提出した書類等の内容について、利用する保育所等で情報を共有することに同意します。

保護者	住所	連絡先 ①	□ 携帯（続柄：） □ 自宅 □ その他	連絡先は数字のみ ご記入ください	-	-
		連絡先 ②	□ 携帯（続柄：） □ 自宅 □ その他		-	-
	氏名 （通知等宛名）	連絡先 ③	□ 携帯（続柄：） □ 自宅 □ その他		-	-
下記時点で中野区外に住所があった方は、ご提出いただくマイナンバーにより下記自治体に税情報照会を行います。税情報を取得できない場合（課税・非課税証明書等の未提出を含む）、保育料は最高階層で決定され、利用調整で不利になります。必ず記入してください。						
父	昨年	都道府県	市区町村	今年	都道府県	市区町村
母	1月1日時点 の中野区外 の住所	都道府県	市区町村	1月1日時点 の中野区外 の住所	都道府県	市区町村

入所・転園希望の児童は番号にチェックしてください。	フリガナ氏名	続柄	生年月日（西暦）	職業等・在園名	保育を希望する期間	
	1	子	20		20	
	2	父			年 月 01 日から	
	3	母			□ 小学校就学まで	
	4				□ 20 年 月末まで	
	5				※上記の期間以外で認定のみを希望する場合は記入	
	6				20 年 月 01 日から	
					□ 小学校就学まで	
					□ 20 年 月末まで	
					保育を希望する利用時間	
					□ 月ぎめ（週3日以上）の延長保育を希望する	
					区立保育園への入園・転園を希望している方で、該当する場合は記入	
					□ 延長保育が利用できなければ、入園・転園しない	
					□ 希望順位が下位であっても、延長保育を利用できる保育所等の入園・転園を優先して希望する	
					□ 短時間保育を希望する（保育時間は最長8時間）	
祖父母の状況	氏名	65歳以上	就労中	居住状況	住 所	
	母方祖父			□同居 □別居 □その他		
	母方祖母			□同居 □別居 □その他		
	父方祖父			□同居 □別居 □その他		
保育の必要性の事由	父	□就労 □就学 □不存在 □介護・看護 □疾病・傷病 □求職中 □災害・復旧 □その他				
	母	□就労 □就学 □不存在 □介護・看護 □疾病・傷病 □求職中 □災害・復旧 □妊娠・出産 □その他				

希望施設は通える範囲で、希望順に記入してください。申込有効期限内に希望園の受入年齢に達していない場合は、申込対象外となります。

入所・転園希望施設名	①	⑥
	②	⑦
	③	⑧
	④	⑨
	⑤	⑩

区役所使用欄	〈健康・発育面接〉
	保護者希望日等 面接 □あり □なし
	面接日 時間
	保護者連絡 結果連絡
	認定 □変更 □内容 申請 □更新 □変更無

家庭状況書 ※事実に基づき、太枠内にもれなく記入してください。

①保護者の就労状況

	母の状況	父の状況
通勤時間	自宅 → 勤務地（片道） 分	自宅 → 勤務地（片道） 分
前職歴 （直近1年）	☐ 無 ☐ 有 (年 月 日 ~ 年 月 日)	☐ 無 ☐ 有 (年 月 日 ~ 年 月 日)
※以下の欄は、自営業の方または親族経営の会社にお勤めの方のみ、記入してください。		
事業形態	☐ 経営主 ☐ 配偶者経営 ☐ 親族経営（続柄）	☐ 経営主 ☐ 配偶者経営 ☐ 親族経営（続柄）
従事者 （該当全てに チェック）	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 父 ☐ 母 ☐ 兄弟姉妹 ☐ その他（ ）人	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 父 ☐ 母 ☐ 兄弟姉妹 ☐ その他（ ）人

②出産予定の有無

出産予定 ☐無 ☐有（出産予定日：20 年 月 日）

③兄弟姉妹で入園を希望される場合

兄弟姉妹で
同時に申込み
をする方

※①～④のいずれかを選
んでいただき、該当
の項目にチェックをお
入れください。）

☐ ① 同時に入園でき、同園に入園のみ希望される方
☐ ② 同時に入園できれば、別々の園への入園でもよい方 ※下記項目にもチェックをお入れください。 ↳ ☐ 希望下位でも同じ園を優先 ☐ 別々の園でも希望順位を優先
☐ ③ 1人だけでも入園希望の方 ※下記項目にもチェックをお入れください。 ↳ (1) 1人が入園できる時 ☐ 上の子を優先(下の子1人だけでの入園を希望しない) ☐ 下の子を優先(上の子1人だけでの入園を希望しない) ☐ 兄弟姉妹どちらか1人でも入園できればよい ↳ 1人が入園できた時、入園できなかった児童の以後の選考における希望園について ☐ 入園が決まった兄弟姉妹と同じ園のみを希望する ☐ 希望園を変更しない ↳ (2) 同時に入園できる時 ☐ 希望下位でも同じ園を優先 ☐ 別々の園でも希望順位を優先
☐ ④ その他（ ）

④子どもの健康・発育状況

※現在の状況に即して必ず全ての項目にご回答ください。

出産の状態	妊娠期間（ ）週	出産時 児の体重（ ）g	退院日（ 年 月 日 ）
	出産時 児の異常 ☐ 無 ☐ 有（ ）		
	早期新生児期（生後1週間以内）の異常 ☐ 無 ☐ 有（ ）		
健診結果 （直近）	☐ 健康 ☐ 経過観察（詳細： ）		
	☐ 指摘があった場合（詳細： ）		
既往歴	●先天性疾患や過去に入院（手術）したこと、または治療を要する病気にかかったことはありますか？ ☐ 無 ☐ 有（病名： 期間： ）		
	●現在治療中、経過観察中の病気等がありますか？ ☐ 無 ☐ 有（病名： 期間： ）		
	●ひきつけを起こしたことがありますか？ ☐ 無 ☐ 有（時期： 状態： ）		
食物 アレルギー	●現在、食物アレルギーで除去している食品はありますか？ ☐ 無 ☐ 有（食品名： ）		
	●今までにアナフィラキシーを起こしたことがありますか？ ☐ 無 ☐ 有（ 年 月 ）		
その他	●日常生活しているお薬はありますか？ ☐ 無 ☐ 有（薬名： ）		
	●身体の発達、言語の発達等で気になること、またそのことで病院や施設に通ったことがありますか？ ☐ 無 ☐ 有（詳細： ）		
	●その他、お子さんの状況で気になることがありましたら、ご記入ください。 ()		

※上記④の事項の内容により、面接を行い、保護者の方から詳細をお伺いすることがあります。

教育・保育給付支給認定申請書兼
保育所等利用申込書

申請日も必ず記入してください

申請日
2025年10月02日

記入例

※事実に基づき、太枠内にもれなく記入してください。

中野区長 宛て

教育・保育給付支給認定及び保育所等への利用について、必要書類を添えて、次のとおり申し込みます。なお、申し込みに当たり、保育所等において保育を受けること及び保育料の決定のために必要とする区が保有する個人情報を利用すること並びに提出した書類等の内容について、利用する保育所等で情報を共有することに同意します。

保護者	住 所	中野区中野4-8-1	連絡先 ①	☒ 携帯（続柄：母） ☐ 自宅 ☐ その他	080 - 1234 - 5600
		シティーホール中野303	連絡先 ②	☐ 携帯（続柄： ☒ 自宅 ☐ その他	03 - 3228 - 8960
	氏 名 (通知等宛名)	中野 たらう	連絡先 ③	☒ 携帯（続柄：父） ☐ 自宅 ☐ その他	090 - 9876 - 5400
下記時点で中野区外に住所があった方は、ご提出いただくマイナンバーにより下記自治体に税情報照会を行います。税情報を取得できない場合（課税・非課税証明書等の未提出を含む）、保育料は最高階層で決定され、利用調整で不利になります。必ず記入してください。					
父	昨 年	東京 都 道 新宿 市 区 町 村	今年	都 道 府 県 市 区 町 村	
母	1月1日時点 の中野区外 の住所	東京 都 道 新宿 市 区 町 村	1月1日時点 の中野区外 の住所	都 道 府 県 市 区 町 村	

入所・転園希望の児童は番号にチェックしてください。	フリガナ 氏 名	続柄	生年月日（西暦）	職業等・在園名	保育を希望する期間
1	ナカノ ダイスケ	子	2023年		2026年04月01日から
☒	中野 だいすけ		04月01日		☒ 小学校就学まで
2	ナカノ タロウ	父	1998年	会社員	☐ 20 年 月末まで
☐	中野 たらう		05月05日		※上記の期間以外で認定のみを希望する場合は記入
3	ナカノ ハナコ	母	1990年	会社員	20 年 月 01日から
☐	中野 花子		06月01日		☐ 小学校就学まで
4			年		☐ 20 年 月末まで
5			年		保育を希望する利用時間
6			年		☐ 月きめ（週3日以上）の延長保育を希望する
			月 日		区立保育園への入園・転園を希望している方で、該当する場合は記入
			月 日		☐ 延長保育が利用できなければ、入園・転園しない
			月 日		☐ 希望順位が下位であっても、延長保育を利用できる保育所等の入園・転園を優先して希望する
			月 日		☐ 短時間保育を希望する（保育時間は最長8時間）

氏 名	65歳以上	就労中	居住状況	住 所
母方祖父 江原 たかし	☐	☒	☐ 同居 ☒ 別居 ☐ その他	
母方祖母 江原 やよい	☐	☒	☐ 同居 ☒ 別居 ☐ その他	
父方祖父 中野 大和	☐	☐	☐ 同居 ☐ 別居 ☒ その他	
父方祖母 中野 わかこ	☒	☐	☒ 同居 ☐ 別居 ☐ その他	
父	☒ 就労 ☐ 就学 ☐ 不存在 ☐ 介護・看護 ☐ 疾病・傷病 ☐ 求職中 ☐ 災害・復旧 ☐ その他			
母	☒ 就労 ☐ 就学 ☐ 不存在 ☐ 介護・看護 ☐ 疾病・傷病 ☐ 求職中 ☐ 災害・復旧 ☐ 妊娠・出産 ☐ その他			

希望施設は通える範囲で、希望順に記入してください。申込有効期限内に希望園の受入年齢に達していない場合は、申込対象外となります。

入所・転園希望施設名	①	②	③	④	⑤
〇〇 保育園	◇	◇	◇	◇	〇
●● 保育園	◆	◆	◆	◆	●

『保育所等のご案内』にある『保育所等一覧』の園コードをご記入ください

〈健康・発達面接〉	
保護者希望日等	面接 ☐ あり ☐ なし
面接日	()
時間	～
保護者連絡	結果連絡
認定	☐ 変更 ☐ 内容
申請	☐ 更新 ☐ 変更無

保育の必要性の事由は一つずつチェックしてください

保育を希望する期間は入園・転園希望月をご記入ください

家庭状況書 ※事実に基づき、太枠内にもれなく記入してください。

《注意！》区立保育園の延長保育を利用する場合、終業時間に通勤時間を加えた時間が、保育施設の基本保育時間を超えている必要があります。（基本保育時間については『保育所等のご案内』の保育所一覧表をご参照ください。）

母の状況		父の状況	
通勤時間	自宅 → 勤務地（片道） 30分	自宅 → 勤務地（片道） 35分	
前職歴 （直近1年）	☒ 無 ☐ 有 (年 月 日 ~ 年 月 日)	☒ 無 ☐ 有 (年 月 日 ~ 年 月 日)	
※以下の欄は、自営業の方または親族経営の会社にお勤めの方のみ、記入してください。			
事業形態	☐ 経営主 ☐ 配偶者経営 ☐ 親族経営（続柄）	☐ 経営主 ☐ 配偶者経営 ☐ 親族経営（続柄）	
従事者 （該当全てに チェック）	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 父 ☐ 母 ☐ 兄弟姉妹 ☐ その他（ ）人	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 父 ☐ 母 ☐ 兄弟姉妹 ☐ その他（ ）人	

②出産予定の有無 出産予定 ☒無 ☐有（出産予定日：20 年 月 日）

③兄弟姉妹で入園を希望される場合

兄弟姉妹で
同時に申込み
をする方

※①～④のいずれかを
選んでいただき、該当
の項目にチェックをお
入れください。）

☐ ① 同時に入園でき、同園に入園のみ希望される方

☐ ② 同時に入園できれば、別々の園への入園でもよい方 ※下記項目にもチェックをお入れください。
↳ ☐希望下位でも同じ園を優先 ☐別々の園でも希望順位を優先

☐ ③ 1人だけでも入園希望の方 ※下記項目にもチェックをお入れください。
↳ (1) 1人が入園できる時 ☐上の子を優先(下の子1人だけでの入園を希望しない)
☐下の子を優先(上の子1人だけでの入園を希望しない)
☐兄弟姉妹どちらか1人でも入園できればよい
↳ 1人が入園できた時、入園できなかった児童の以後の選考における希望園について
☐入園が決まった兄弟姉妹と同じ園のみを希望する
☐希望園を変更しない
↳ (2) 同時に入園できる時 ☐希望下位でも同じ園を優先 ☐別々の園でも希望順位を優先

☐ ④ その他（ ）

④子どもの健康・発育状況 ※現在の状況に即して必ず全ての項目にご回答ください。

出産の状態	妊娠期間（ 40 ）週	出産時 児の体重（ 3000 ）g	退院日（ 2023 年 4 月 7 日 ）
	出産時 児の異常 ☒ 無 ☐ 有（ ）		
	早期新生児期（生後1週間以内）の異常 ☒ 無 ☐ 有（ ）		
健診結果 （直近）	☒ 健康 ☐ 経過観察（詳細： ）		
	☐ 指摘があった場合（詳細： ）		
既往歴	●先天性疾患や過去に入院（手術）したこと、または治療を要する病気にかかったことはありますか？ ☒ 無 ☐ 有（病名： 期間： ）		
	●現在治療中、経過観察中の病気等がありますか？ ☒ 無 ☐ 有（病名： 期間： ）		
	●ひきつけを起こしたことがありますか？ ☒ 無 ☐ 有（時期： 状態： ）		
食物 アレルギー	●現在、食物アレルギーで除去している食品はありますか？ ☐ 無 ☒ 有（食品名： 卵 ）		
	●今までにアナフィラキシーを起こしたことがありますか？ ☒ 無 ☐ 有（ 年 月 ）		
その他	●日常生活しているお薬はありますか？ ☒ 無 ☐ 有（薬名： ）		
	●身体の発達、言語の発達等で気になること、またそのことで病院や施設に通ったことがありますか？ ☒ 無 ☐ 有（詳細： ）		
	●その他、お子さんの状況で気になることがありましたら、ご記入ください。 ()		

< 保育所等利用申込みに関する確認票 >

下記の事項をすべてご確認いただいた上で、裏面にご署名ください。

【保育所等のごあんないについて】

「中野区保育所等のごあんない」をお読みいただき、ご了承のうえ申込みください。
必要時にはホームページ、配布物等で情報をお知らせしますのでご確認ください。

【申込みについて】

書類提出締切日に書類の不足・不備がある場合は選考の対象となりません。締切後に提出された書類は次の選考時に反映します。申請内容が、申込み時点と入所時点で異なる場合は内定取消しまたは退園となる場合があります。

郵送での申込み書類および不足書類の提出について、未着、同封漏れ、郵便事故等について、区は責任を負うことができません。ご心配な場合は簡易書留等、配達記録の残る方法をご利用ください。

申込み内容の変更に伴って書類の提出が必要になる場合は、速やかにご提出ください。

入園の意思がなくなった場合は申込みの取下げをしてください。
申込みが無効になり、再度入園を希望される場合は、あらためて申込みが必要となります。

入園申込みの有効期限は申込日から6か月間です。申込み有効期間が終了したときのご連絡はいたしませんので、各自「保留通知書」でご確認ください。

申込み中に産前・産後休業を取得している自営業の方は、産後休業終了日の翌日から復職が必要となります。したがって、産後休業終了日と復職日の間に1日以上の間が空いている場合は内定取消しまたは退園となる場合があります。

「認定こども園みずのとう」を申込みされる方は、「事前見学」が必要です。
見学時に園で配布している「留意事項チェックシート」を受け取り、申請時にご提出ください。
※「留意事項チェックシート」を申込時にご提出されない場合は、選考の対象となりません。

出生前のお子さんの申込みをされる方は、出生後の書類のご提出がない場合、選考の対象となりません。
また、出生前のお子さんの選考対象月は4月のみとなります。

地域型保育事業（小規模・家庭的）の最終年齢で転園申込みする方が連携施設を希望されない場合、転園できないことがあります。

※裏面に続きます

【入所内定後、入所後について】

求職中の要件で決定した場合は、利用承諾期間が90日間となります。入園から90日以内に就労(月48時間以上)を開始し、速やかに就労証明書、変更届および支給認定申請書をご提出ください。ご提出がない場合は、退園となります。

育児休業中で決定した場合は、入園または転園した月の翌月1日までに復職が必要です。
育児休業中の職場に復職していない場合や、復職せず転職した場合、復職後に勤務日数や時間が短縮となる場合(育児短時間制度利用は除く)は退園となります。

就労内定(就労拡大予定)で決定した場合は、入園した月中に内定条件(勤務先・日数・時間等)、就労拡大条件で就労を開始し、就労開始日以降の証明日での就労証明書、変更届および支給認定申請書をご提出ください。
ご提出がない場合は、退園となります。

出産の要件で決定した場合は、利用承諾期間は最長5か月になります。引き続き保育所の利用が必要な場合は、あらかじめ申込みが必要となります。

一度承認された転園は次に入園する方が決まっているため、取り消すことはできません。
転園前の保育所等に戻るためには、転園した月の翌月以降、再度申込みが必要となります。

入園日までに、面接および健康診断を必ず行ってください。
面接および健康診断が行われない場合や、健康診断の結果によっては入園できないことがあります。

提出していただいた書類はお返しすることができませんので、提出前に控えをお取りになることをお勧めします。

入園を辞退された場合は、申込みは取下げとなります。
申込みが無効となりますので、再度入園を希望される場合は、あらためて申込みが必要になります。

【中野区に転入の方】

入園が内定したにも関わらず、入園の前月最終営業日までに「中野区への住所異動届」および「中野区民としての支給認定申請手続き」が済んでいない場合は、入園の決定が取消となります。

上記の各事項について確認し、保護者全員同意の上で保育所等の利用申込みを行います。

____年 ____月 ____日

____住所____保護者氏名

就労証明書

中野区長宛

※区役所使用欄



下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—		—	
担当者名				
記載者連絡先	—		—	

No.	項目	記載欄												
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()												
2	フリガナ													
	本人氏名	生年月日 年 月 日												
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期		期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)		年 月 日 ~		年 月 日						
4	本人就労先事業所	名称												
		住所												
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()												
6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分 (うち休憩時間 分)	
		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇					
		一月当たりの就労日数		月間		日		一週当たりの就労日数		週間		日		
		平日		時 分 ~		時 分 (うち休憩時間 分)								
		土曜		時 分 ~		時 分 (うち休憩時間 分)								
		日祝		時 分 ~		時 分 (うち休憩時間 分)								
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間		☐ 月間 ☐ 週間		時間 分 (うち休憩時間 分)								
		就労日数		☐ 月間 ☐ 週間		日								
		主な就労時間帯 ・シフト時間帯		時 分 ~		時 分 (うち休憩時間 分)								
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月	年	月	年月	年	月	年月	年	月	年月	年	月	
		日/月	時間/月		日/月	時間/月		日/月	時間/月		日/月	時間/月		
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中		期間		年 月 日 ~		年 月 日						
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み		期間		年 月 日 ~		年 月 日						
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み		理由		☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他()								
		期間		年 月 日 ~		年 月 日								
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み		年 月 日										
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中		期間		年 月 日 ~		年 月 日						
		主な就労時間帯 ・シフト時間帯		時 分 ~		時 分 (うち休憩時間 分)								
13	保育士等としての勤務実態 の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無												
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定												
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否												
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否												
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~		年 月 日										
18	備考欄													
19	保護者記載欄	児童名	生年月日		施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)							
			年 月 日											
		児童名	生年月日		施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)							
			年 月 日											
		児童名	生年月日		施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)							
			年 月 日											

【事業所(記入担当者)の方へ】

※中野区では国が定める標準的な様式の就労証明書に記載されたものでも受理可能です。
当就労証明書は標準的な様式の就労証明書に当たります。

1. ご不明点がある場合は記入例、記載要領をまずはご確認ください。

記入例、記載要領^①や就労証明書(Excel・PDF版)^②は中野区のホームページよりダウンロードができます。

【URL】

①中野区ホームページ『就労証明書に関するよくあるご質問』

https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kosodate/kosodatesite_ohirune/mokuteki/hoikuen/hoikuen/nyuuen/syurosyomeisyo.html

②中野区ホームページ『「保育所等のごあんない」冊子&申込みに必要な書類等ダウンロード』

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kodomo/hoikuen/moshikomi-dl.html>

↓①記入例・記載要領はこちら

↓②書類のダウンロードはこちら

スマホの方はこちらから



- 誤字等の訂正が必要な場合は、就労先事業者等が二重線により訂正してください。
修正テープや消えるボールペンを使用している場合は再提出をお願いすることがあります。
- この証明書は、保育施設等への入所、継続通園、保育の必要性の確認及び補助金申請のために必要なものです。その他の目的には使用しません。
- 就労状況の確認のため、電話や訪問調査させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【保護者の方へ】

- 就労証明書の裏面については提出不要です。
- 保護者自身が自営業・経営主の場合、自身で就労証明書をご記載していただいたうえで、別途、直近の所得税の確定申告書一表・二表または源泉徴収票等の提出が必要となります。
- 就労証明書を提出する際は、証明日から3か月以内に必ずご提出をお願いします。
- 表面NO19の保護者記載欄は郵便で提出する場合のみ、記載してください。
なお、電子申請または窓口で提出する場合は記載不要です。

* お問合せ先 *

お問合せいただく前に必ず、中野区ホームページ等にて記入例及び記載要領をご確認いただけますようお願いいたします。

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課

・認可保育所等への入園・転園に関すること

TEL 03-3228-8960 (保育入園係)

・認可保育所等入園後の手続き、現況届に関すること

TEL 03-3228-5793 (教育・保育支給認定係)

・認証保育所等保護者補助金に関すること

TEL 03-3228-5681 (幼稚園・認可外保育係)

就労証明書

中野区長宛

※区役所使用欄



下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	— —			
担当者名				
記載者連絡先	— —			

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ	
	本人氏名	生年月日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 年 月 年 月 年 月 年 月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実態 の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

【事業所(記入担当者)の方へ】

※中野区では国が定める標準的な様式の就労証明書に記載されたものでも受理可能です。
当就労証明書は標準的な様式の就労証明書に当たります。

1. ご不明点がある場合は記入例、記載要領をまずはご確認ください。

記入例、記載要領^①や就労証明書(EXCEL・PDF版)^②は中野区のホームページよりダウンロードができます。

【URL】

①中野区ホームページ『就労証明書に関するよくあるご質問』

https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kosodate/kosodatesite_ohirune/mokuteki/hoikuen/hoikuen/nyuuen/syurosyomeisyo.html

②中野区ホームページ『「保育所等のごあんない」冊子&申込みに必要な書類等ダウンロード』

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kodomo/hoikuen/moshikomi-dl.html>

↓①記入例・記載要領はこちら

↓②書類のダウンロードはこちら

スマホの方はこちらから



- 誤字等の訂正が必要な場合は、就労先事業者等が二重線により訂正してください。
修正テープや消えるボールペンを使用している場合は再提出をお願いすることがあります。
- この証明書は、保育施設等への入所、継続通園、保育の必要性の確認及び補助金申請のために必要なものです。その他の目的には使用しません。
- 就労状況の確認のため、電話や訪問調査させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【保護者の方へ】

- 就労証明書の裏面については提出不要です。
- 保護者自身が自営業・経営主の場合、自身で就労証明書をご記載していただいたうえで、別途、直近の所得税の確定申告書一表・二表または源泉徴収票等の提出が必要となります。
- 就労証明書を提出する際は、証明日から3か月以内に必ずご提出をお願いします。
- 表面NO19の保護者記載欄は郵便で提出する場合のみ、記載してください。
なお、電子申請または窓口で提出する場合は記載不要です。

* お問合せ先 *

お問合せいただく前に必ず、中野区ホームページ等にて記入例及び記載要領をご確認いただけますようお願いいたします。

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課

・認可保育所等への入園・転園に関すること

TEL 03-3228-8960 (保育入園係)

・認可保育所等入園後の手続き、現況届に関すること

TEL 03-3228-5793 (教育・保育支給認定係)

・認証保育所等保護者補助金に関すること

TEL 03-3228-5681 (幼稚園・認可外保育係)

記入例

宛

就労証明書

証明日から3か月以内にご提出ください

※ 手書きの際は消えないボールペンでご記入ください



下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

証明日 西暦 2024 年 8 月 20 日

事業所名 中野商社(株)

代表者名 丸山 央太郎

所在地 中野区中野5丁目〇番△号

電話番号 03 — 〇〇〇〇 — 〇〇〇〇

担当者名 中野 太郎

記載者連絡先 03 — 〇〇〇〇 — 〇〇〇〇

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☒ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ 本人氏名	ナカノ ハナコ 中野 花子 有期契約の場合、雇用期間満了後の更新の有無をNO14にご記入ください。
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☒ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2024 年 5 月 1 日 ~ 2025 年 3 月 31 日
4	本人就労先事業所	名称 住所 派遣の場合はこちらに派遣先を記入し派遣元で証明してください。
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 月間 160 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分) ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 9 時 0 分 ~ 17 時 30 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2024 年 2 月 年月 2024 年 3 月 年月 2024 年 4 月 20 日/月 168 時間/月 20 日/月 157 時間/月 21 日/月 176 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☒ 取得中 ☐ すでに取得済の方はチェックを付けずに産前・産後休業の期間を記入してください。 期間 2024 年 5 月 10 日 ~ 2024 年 8 月 15 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☒ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2024 年 8 月 16 日 ~ 2025 年 6 月 26 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 育児休業を取得している場合、育児休業延長の可否をNO16にてご記入ください。
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2025 年 6 月 27 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☒ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 中野 太郎 2023 年 8 月 8 日 中野保育園 ☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

個人番号(マイナンバー)の提供について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、教育・保育給付支給認定の申請をする場合、個人番号(マイナンバー)の記載と申請者の身元確認及びマイナンバー確認の書類の提出が必要となりました。**【個人番号(マイナンバー)記載欄】**を記載のうえ、**マイナンバーカード表裏両面の控えを併せてご提出ください**。マイナンバーカードをお持ちでない場合は、**【身元及びマイナンバー確認書類について】**を参考に、身元とマイナンバーが確認できる書類をこの用紙と併せてご提出下さい。

※個人番号(マイナンバー)は保護者の住民税額を照会するために使用します。児童分の記載は不要です。

記入年月日	年	月	日
-------	---	---	---

【個人番号(マイナンバー)記載欄】

保 護 者	氏 名	生 年 月 日
☐ 父 ☐ 母 ☐ その他 ()		年 月 日
個人番号(マイナンバー)		
☐ 父 ☐ 母 ☐ その他 ()		年 月 日
個人番号(マイナンバー)		
☐ 父 ☐ 母 ☐ その他 ()		年 月 日
個人番号(マイナンバー)		

【身元及びマイナンバー確認書類について】

身元確認書類 ①もしくは②	①	【顔写真付証明書】 右記の書類から 1 点 ☐ 運転免許証 (表裏両面) ☐ パスポート ☐ 身体障害者手帳*1 ☐ 精神障害者保健福祉手帳*1 ☐ 愛の手帳*1 ☐ 在留カード (表裏両面) 等
	②	【顔写真なし証明書】 右記の書類から 2 点 ☐ 健康保険証 (表裏両面) ☐ 後期高齢者医療被保険者証 (表裏両面) ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 国民年金手帳 ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 特別児童扶養手当証書 等
マイナンバー確認書類	右記の書類から 1 点	☐ マイナンバー通知カード*2 ☐ マイナンバーが記載された住民票の写し 等

* 1 手帳のカード形式をお持ちの方は、裏面記載の有無にかかわらず両面をご提出下さい。

* 2 住所・氏名等が住民票の記載内容と一致している場合に限る。

受託証明書

中野区長あて

年 月 日

下記のとおり保育を受託していることを証明いたします。

受託児童氏名			生年月日	年 月 日
保護者氏名				
住所	中野区			
受託開始日	年 月 日			
受託料金	有償	月 額 (円) 日 額 (円) 時間単位 (円)		
	無償			
受託日 (受託曜日に○)	週に 日 ・ 月に 日 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 不定期()			
保育時間	時 分 ~ 時 分まで			
	(延長保育を受けている場合 : 時 分まで)			
備考				

受託者 ☐ 認証保育所 ☐ 保育室 ☐ ベビーホテル ☐ 幼稚園
☐ ベビーシッター ☐ 友人 ☐ ファミリーサポート
☐ 親族() ☐ その他()

所在地
施設名
代表者名
電話番号

【問合せ先】 中野区子ども教育部保育入園係
電話 03-3228-8960

受付	入力	確認

受託日または時間が不定期な場合は、直近3か月の受託日・時間をご記入ください。

月	受託の有無 どちらかに○を ↓して下さい	時間	
		日	保育開始 保育終了
	有・無	1	: :
	有・無	2	: :
	有・無	3	: :
	有・無	4	: :
	有・無	5	: :
	有・無	6	: :
	有・無	7	: :
	有・無	8	: :
	有・無	9	: :
	有・無	10	: :
	有・無	11	: :
	有・無	12	: :
	有・無	13	: :
	有・無	14	: :
	有・無	15	: :
	有・無	16	: :
	有・無	17	: :
	有・無	18	: :
	有・無	19	: :
	有・無	20	: :
	有・無	21	: :
	有・無	22	: :
	有・無	23	: :
	有・無	24	: :
	有・無	25	: :
	有・無	26	: :
	有・無	27	: :
	有・無	28	: :
	有・無	29	: :
	有・無	30	: :
	有・無	31	: :

月	受託の有無 どちらかに○を ↓して下さい	時間	
		日	保育開始 保育終了
	有・無	1	: :
	有・無	2	: :
	有・無	3	: :
	有・無	4	: :
	有・無	5	: :
	有・無	6	: :
	有・無	7	: :
	有・無	8	: :
	有・無	9	: :
	有・無	10	: :
	有・無	11	: :
	有・無	12	: :
	有・無	13	: :
	有・無	14	: :
	有・無	15	: :
	有・無	16	: :
	有・無	17	: :
	有・無	18	: :
	有・無	19	: :
	有・無	20	: :
	有・無	21	: :
	有・無	22	: :
	有・無	23	: :
	有・無	24	: :
	有・無	25	: :
	有・無	26	: :
	有・無	27	: :
	有・無	28	: :
	有・無	29	: :
	有・無	30	: :
	有・無	31	: :

月	受託の有無 どちらかに○を ↓して下さい	日	時間	
			保育開始	保育終了
	有・無	1	:	:
	有・無	2	:	:
	有・無	3	:	:
	有・無	4	:	:
	有・無	5	:	:
	有・無	6	:	:
	有・無	7	:	:
	有・無	8	:	:
	有・無	9	:	:
	有・無	10	:	:
	有・無	11	:	:
	有・無	12	:	:
	有・無	13	:	:
	有・無	14	:	:
	有・無	15	:	:
	有・無	16	:	:
	有・無	17	:	:
	有・無	18	:	:
	有・無	19	:	:
	有・無	20	:	:
	有・無	21	:	:
	有・無	22	:	:
	有・無	23	:	:
	有・無	24	:	:
	有・無	25	:	:
	有・無	26	:	:
	有・無	27	:	:
	有・無	28	:	:
	有・無	29	:	:
	有・無	30	:	:
	有・無	31	:	:

お問合せ先一覧

お問い合わせ内容	担当係名	連絡先
認可保育所等の入所申込み	保育入園係	03-3228-8960 区 HP ではよくあるご質問に対する回答を掲載しております。 
教育・保育給付支給認定 認可保育所等入園後（在園中）の手続き 認可保育所等の保育料	教育・保育支給認定係	03-3228-5793
保育所等の保育内容	運営支援係	03-3228-8940
認証保育所等の保護者補助金	幼稚園・認可外保育係	03-3228-5681
私立幼稚園の保護者補助金	幼稚園・認可外保育係	03-3228-5681
民間保育所の新規誘致	保育企画調整係	03-3228-8089

中野区 保育所等のごあんない 2025 ～ 2026 年度

中野区子ども教育部 保育園・幼稚園課

〒164-8501 中野区中野 4丁目11番19号

中野区役所 3階 子ども総合窓口

（窓口受付・お問い合わせは平日 8時30分～17時）

中野区のホームページ URL <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>